

第6章 分析・考察

1. 伊木力墓石を千々石ミゲル夫妻墓石とした論拠

大石一久

(1) はじめに

平成15年12月14日(日)、埼玉県在住で千々石ミゲルとその子孫の調査を行っていた宮崎栄一氏より、ミゲルの4男・千々石玄蕃の墓石を実見していただきたいとの依頼をうけ、宮崎氏ならびに同墓石を管理している井手氏夫妻の立ち合いのもと調査を実施した。

調査の結果は、これまでいわれていた千々石玄蕃の墓石ではなく、玄蕃の両親つまり天正遣欧使節の一人千々石ミゲル(清左衛門)とその妻の墓石である可能性が極めて高い結論を得た。

以下、結論に至った経緯を述べるが、本稿は平成16年に発表した拙稿を今回あらたに加筆訂正した上で短くまとめたものである。拙著『千々石ミゲルの墓石発見』(長崎文献社)や『大村史談』第55号所収論考などと合わせてご一読いただければ幸いである(註1)。

(2) 建塔地

問題の墓石は、長崎県多良見町山川内井手則光氏宅裏の蜜柑畑に建つ。現在(調査時当時)は、その急傾斜の山肌が数段削平されて墓石管理者の一人井手氏の蜜柑畑となっているが、かつては墓石が建つ約10坪程度が削平されていたと考えられる。また井手氏によれば、昭和40年代前半におこった大水害前までは墓石を安置するための木造のお堂(祠)が建っていたが、大水害により上方の土砂が崩れ落ち、その被害でお堂は倒壊、問題の墓石も倒れかかっていたという。現在(平成15年当時)も、その大水害時の影響で建塔地の後方部分までは土砂で埋まって傾斜をなしている。ただ、幸いなことに墓石の位置は旧来のままで、仮に墓石の地下に遺構があるとすれば旧来同様そのままの状態に残っている可能性がある。なお、現在建つ木造祠の築造は、墓石の立て直しも含め、井手氏が平成9年に行ったものであり、以前は井手氏と近隣の野口氏・杉本氏計3軒で年に一回12月13日に炊き出しをして供養していたという。

ところで、墓石が建つ多良見町山川内は、江戸期の伊木力村(荻岐力村)であり、大村藩に属していた。伊木力村は、大村藩の総合調査書『郷村記』の[向地之部]伊木力村の項(註2)によれば、三面を険阻な山嶺で囲まれた地であり、「大山・曠野多く、田畠寡し」となっている。また、すぐ東南側の山嶺は佐賀藩諫早領との境をなしていたが、当地が大村領に属したのは丹後守大村純忠の代からといわれている(註3)。詳細は、『報告編』の「位置と環境」P15の項参照。

(3) 墓石

問題の墓石は、安山岩の自然石で現総高約180.0cm、最大横幅約120.0cm、最大厚27.0cmの大型に属する自然石墓石である。管理者・井手氏によれば、大水害が起こる前までは左側に3基の小型自然石墓石が立ち、問題の墓石の被葬者に追従した従者の墓という伝承があったという。ただ、現在(平成

15年当時）は水害の影響でなくなり、左手後方に残る一基の自然石墓石と思われるものを除き、当時の景観はない。

■所在地：長崎県多良見町山川内 井手則光氏宅裏（蜜柑畑）・・・旧大村藩領伊木力（壱岐力）村

管理者：現在は、墓石前方に御自宅を構える井手則光氏らが行っている。

所有者：墓地部分約 20 坪程度は大村藩家老の御子孫・浅田氏所有地

■墓 種：自然石墓石（安山岩）

■法 量：最大背高 約 180cm（地上高）

最大横幅 120.0cm 下端横幅 約 100.0cm

最大厚 27.0cm

（４）銘文

銘文は、自然石墓石の表面と裏面に下記のように陰刻されている。肉眼でもある程度判読できるが、採拓した上でより正確に解読した（図6-1-1）。

【正面】

（右） 自性院妙信灵 十二日

（中央） 妙法 寛永九壬申年十二月

（左） 本住院常安灵 十四日

【背面】

（左下方） 千々石玄蕃允

陰刻された銘文が、墓石及び墓所の被葬者を探し出す最大の資料であることはいうまでもない。仮に墓石背面の左下方に「千々石玄蕃允」という俗名が陰刻されていなかったら、被葬者名はおろか墓石自体の由緒もわからなかったであろう。

ところで、1660 年代（寛文期）頃までの自然石墓石は、同じ大村藩域でも城下周辺と城下から離れた地方とでは建塔状況が異なる。城下や城下に近接した周辺（ほぼ現在の大村市内）では少なく、城下から離れた地域で多く建塔されている傾向にある。大村城下（本経寺・長安寺・妙宣寺などの墓地や町墓など）では整形された有耳五輪塔や笠塔婆形式塔がほとんどで、その造立階層は上層の藩士クラスが大半と考えられる。それに対し、波佐見町など城下から離れた地域では自然石墓石が大部分を占め、整形された石塔（有耳五輪塔など）は少ない。その造立階層は、たとえ自然石墓石とはいえ、在地給人など地域の上位クラスが中心であることは言うまでもない。

なお、近世石塔も、中世石塔ほどではないが、藩・領によって石造文化は微妙に異なる（註4）。とくに大村藩域では、天正2年（1574）から慶長11年（1606）までがキリシタン時代であったがために、その間（天正・文禄・慶長期）は仏教に関わる石塔（以下、仏塔）は建塔されていない。いわば仏塔の空白時代であり、仏塔が再度登場するのは現段階では元和2年（1616）銘の有耳五輪塔が初源である。そのため、同じ近世の有耳五輪塔でも他の藩・領との形態は微妙に異なっており、石造文化の差異が認められる。

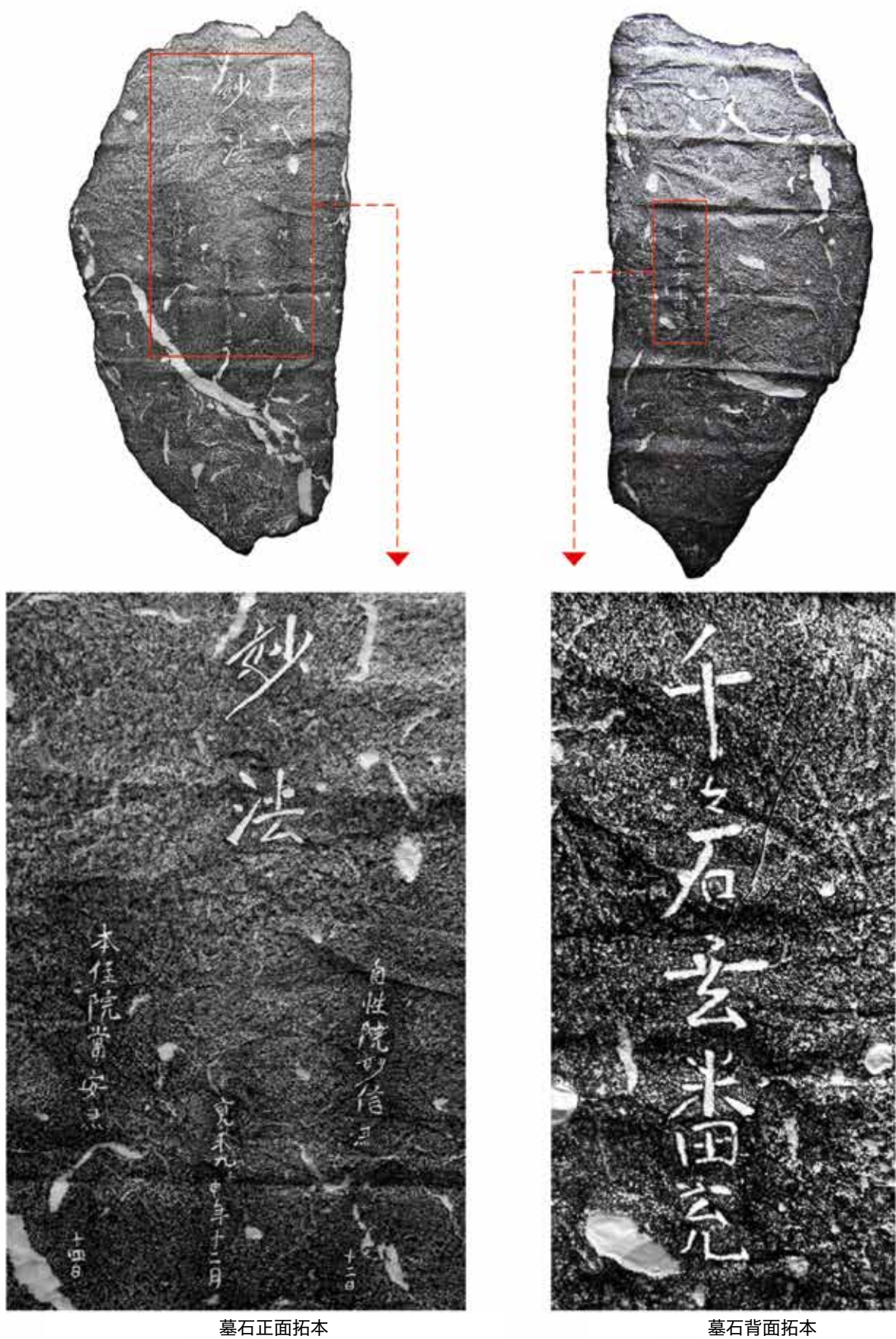


图 6-1-1 伊木力墓石全面拓本

上記の点を踏まえ、以下述べる伊木力墓石の類例として使用する近世石塔は、できるだけ大村藩域内の近世石塔に絞って挙げていくこととする。

(5) 墓石とその施主及び被葬者について

1) 形態ならびに銘文からみた自然石墓石の性格

ア) 墓石の性格と紀年銘

碑面に陰刻された紀年銘「寛永九年」は、銘文の彫出内容や自然石墓石という当時の墓石形式の面からも一致しており、寛永9年またそれに近い時期の造立と考えられる。

上記したように大村藩域における近世初期の墓塔は、キリシタン時代の仏塔空白時代を経て、禁教後最初に登場するのは元和2年(1616)銘の有耳五輪塔が初源である。次の寛永期になるとほぼ出揃うが、17世紀半ばころまでは整形された石塔（有耳五輪塔や馬耳型宝篋印塔など）を主体にして自然石墓石が併存する時期である。肥前地方に幅を広げると、一般家臣クラスはもちろんのこと藩主クラスの墓石でさえも自然石板碑形式がよく使用されている（註5）。

また、大村藩域の地方（じかた 大村から川棚・波佐見・宮村まで）に限定すれば、17世紀半ばまでの墓石約130基のうち自然石を使用した墓石は30基ほどで、城下から離れた波佐見町などで多く建塔されている。今後の調査で基数は増えると思われるが、全体としてみた場合、仏塔復活（元和）から17世紀半ばころまでは整形塔と自然石墓石が併存する時期であったことは間違いない。その点から、この寛永9年銘自然石墓石は、当時の墓石形式を踏襲したものといえることができる。

また、伊木力墓石の銘文彫出の仕方は専門石工による彫出と考えられ、しかも粗面のまま銘文を陰刻する手法は当地における江戸初期の特徴をよく示している。筆者が持つ肥前地方の石塔データから要点を示す。

①碑面の全体に対して、字体が小さい（拓本参照）

陰刻字体が碑面に対して小さいのは中世からの伝統と考えられ、傾向としては17世紀半ばころまでの特徴。陰刻の彫りが浅い点も、17世紀半ばころまでの自然石塔に認められる（下記する「ウ」「千々石玄蕃允」銘の解釈」の項参照）。

②整形することなく、碑面の凹凸をそのままに陰刻

この点は肥前地方における自然石墓石の17世紀半ばころまでの特徴で、それ以降（主に寛文年間以降）は碑面（額部を含む）を整形した上で陰刻する傾向が顕著となる。

これらのことから当墓石の銘文は後代に刻まれた銘ではなく、紀年銘（寛永9年12月）またはそれに近い時期に刻まれた銘文と考えられる。ただ、正面の銘文彫出面（一部鮮明）と裏面の銘文彫出面（陰刻面が墓石全体の風化面に同化）に風化度合いの差が認められるが、この違いは長らく正面側に倒れて土中に埋まっていたためではないかと考えられる。

以上のことから、伊木力自然石墓石の紀年銘・寛永9年12月は建塔時またはそれに近い時期の年号であり、形態としては肥前地方における江戸初期の墓石形式を踏襲したものと考えられる。

なお、江戸初期の石塔造立階層は、たとえ自然石墓石であろうとも、一部の上位階層（主に藩士、給人クラス）に限定されていた（註6）。とくに1630年代（寛永9年銘）は、大村藩においては仏塔が復活した矢先のことであり、かつ大型の墓石であることから、伊木力墓石に関わる被葬者または建塔者



図 6-1-2 慶安 2 年 銘馬場十郎兵工妻など
3 名の墓石 波佐見町村木郷



図 6-1-3 慶安 2 年 銘馬場十郎兵工妻など
3 名の墓石 波佐見町村木郷

(施主)は上位の給人クラスに属していたと考えられる。

イ) 戒名(法号)からみた墓石の性格

正面に陰刻された「自性院妙信」と「本住院常安」は、前者が女性(「妙」)、後者が男性の戒名と考えられ、しかもそれぞれに寛永9年12月の「十二日」と「十四日」の年月日を刻んでいるところから、この自然石墓石はある夫妻のための墓石と考えられる。

ここで、「妙」陰刻戒名が女性である事例を挙げる。波佐見町村木郷の江ノ木場墓地に、3名の故人を弔う砂岩製の墓石(図 6-1- 2・3 総高 85.5cm 最大幅 53.0cm 最大厚 25.0cm)がある。周囲を軽く粗削りしただけであり、状態としては自然石墓石に近い。銘文右端の戒名「涼容院妙誉信女」は、年月日「慶安二寅八月二十四日」(慶安の寅年は慶安3年[1650])に続いて被葬者名として「馬場十郎兵工妻」となっている。つまり、戒名の「妙」に「信女」、その俗名が「馬場十郎兵工」の「妻」であることから「妙」と女性の関係がわかる。また、同じ江ノ木場墓地にある別の墓石(3名列記 総高 85.5cm 最大幅 54.0cm)でも、延宝8年(1680)逝去で戒名「清心院妙松信女」、被葬者名として「同人妻」(馬場九郎右工門の妻)となっている。

ところで、一般には夫(男性)が右側、妻(女性)が左側に刻まれるが、伊木力墓石の場合は逝去年月日を基準にして寛政9年12月12日逝去の妻「自性院妙信」を右側に、同じ寛永9年12月14日逝去の夫「本住院常安」を左側に刻んだものと思われる。このような事例は、古くは千々石町女人堂跡の自然石板碑(14c 前半～半ばころ)などがある(註7)。

また、中央上部に「妙法」、中央下方に「寛永九月十二月」を刻み、その左右に女性と男性の戒名とそれぞれの死亡日を陰刻していることは、最初から銘文の配列を意識した結果と思われる。このことは、「本住院常安」が12月14日に亡くなったあとに、2人の墓石を一枚の自然石で製作したと考えられる。



図6-1-4 寛永8年 銘自然石墓石 波佐見町村木郷



図6-1-5 寛永8年 銘自然石墓石拓本
波佐見町村木郷

墓石の性格としては個人墓つまり私的な墓に属することは明らかであり、被葬者夫妻と施主（建塔者）の関係は一族内の者（とくに両親とその子息）の可能性が高い。

なお、当墓石の戒名は、位号（居士・大姉など）を用いず「灵」（異体字「ヨ」の下に部首「れっか」）を使用していることを付記しておく。

ウ）「千々石玄蕃允」銘の解釈

背面下方左端寄りに陰刻された「千々石玄蕃允」は、この墓石の建塔者・施主と考えられる。

通常、被葬者の俗名は、墓石の正面か左右の側面に刻む（註8）。両名（夫婦）の場合でも、2名の俗名を正面または左右の側面に刻む。それに対して、施主銘は背面に刻む。とくに、伊木力墓石のような自然石墓石では、被葬者名は必ず正面に刻み、背面に刻むことはない。背面に刻むのは施主（建塔者）である。これらの諸点は、著者の近世石塔のデータから分析したが、ここでいくつか事例を挙げる。

波佐見町村木郷江ノ木場墓地にある寛永8年（1631）銘自然石墓石（総高 122.3cm 最大幅 36.0cm 図6-1-4・5）は、伊木力墓石の紀年銘より一年前の同じ自然石墓石であるが、正面に年月日（寛永八年三月二十四日）・戒名（種字ア 本地院覚了信重居士）を陰刻し、正面左端に「馬場十郎兵衛尉信重」と俗名を刻み、この墓石の被葬者名を示している。同じ江ノ木場墓地にある墓石で、上記した「慶安二寅八月二十四日」銘の墓石も被葬者名は3名とも正面に陰刻している（図6-1-2・3）。

伊木力墓石と同じ「妙法」を刻む自然石墓石としては、波佐見町田ノ頭郷墓地に福田金右衛門の自然石墓石（図6-1-6・7）がある。福田金右衛門は元和3年（1617）のイエズス会士コーロス徴収文書（註9）に出てくる「福田金衛門阿たん Antao」に比定される人物だが、金右衛門の墓石は砂岩製の自然石（総高 116.0cm 最大幅 52.0cm）で明暦3年（1657）の紀年銘を刻む。銘文は正面上部に大きく「妙法」を刻み、右端に年月日（「明暦三丁酉天九月十二日」、中央に戒名（「学要院常隆霊」、左端に俗名（「福



図 6-1-6 明暦 3 年 銘福田金右衛門墓石
波佐見町田ノ頭郷



図 6-1-7 明暦 3 年 銘福田金右衛門墓石拓本
波佐見町田ノ頭郷

田金右衛門尉頼勝」を陰刻して被葬者名を示している。

波佐見町村木郷の畑の原墓地にある慶安 4 年（1651）銘自然石墓石（総高 162.0cm）は正面左端に被葬者名として「渋川宗栄」と刻み、同所の宝永 3 年（1706）銘自然石墓石（総高 125.0cm）や享保 12 年（1727）銘自然石墓石（総高 124.5cm）も正面左下方に被葬者の俗名を陰刻している。また、波佐見町永尾郷の明暦 2 年（1656）銘自然石墓石（総高 130.0cm）では、正面中央に「歸命 釋 道心不退位」、その両側に年月日（「明暦二年丙申歳 三月廿三日」）、左下方に小さく「俗名長崎用右衛門」として被葬者の俗名を正面に入れている。

大村市田下町の寛永 19 年（1642）銘自然石板状碑（総高 163.0cm）は、戒名ではなく俗名（「一瀬半右衛門尉」）を中央にして、その両側に年月日を陰刻している。この墓石はキリシタン墓地の中にあるもので、一瀬半右衛門尉も潜伏キリシタンであったがために戒名を忌避したと考えられる。

大村市内の町墓にある宝永 3 年（1706）銘の自然石墓石（総高 134.0cm）は、正面中央に戒名「妙法實道院行心日嚙居士」、左下方に被葬者の俗名として「山川七郎右衛門尉権正之」と陰刻している。特例として、施主名を正面下方に横書き（右から）で陰刻した事例を 1 基確認している。寛永 20 年（1643）銘の圭頭型立石墓石（総高 川棚町中組郷）で、正面下段に「施主高嶋市十郎」と小さく刻んでいる。正面に陰刻する俗名は被葬者という意識があったために「施主」の銘を故意に入れたと考えられる。

ところで、整形された墓塔（有耳五輪塔、笠塔婆）でも被葬者の俗名は正面や側面に陰刻するのが通例だが、背面に被葬者名を刻む特例を 4 基確認している。

1 基は明暦 2 年（1656）銘の「北川次郎兵衛」雲頭竜型墓石（総高 243.5cm 大村市古賀島町）で、正面に戒名のみを刻み、背面に逝去年月日（「明暦二丙申歳十月十三日」）と「流人北川次郎兵衛一利」を併記している。また、同じ墓地内の延宝 7 年（1679）銘宝珠付き笠塔婆（総高 214.0cm）も、背面

に「松田市左衛門尉長倫墓」と被葬者名を刻んでいる。ただ、前者には逝去年と「流人」、後者の笠塔婆背面には「墓」という属性を付記して被葬者名を特定し、正面戒名（被葬者）1名に対応して背面に俗名1名を刻んでいる。

大村家菩提寺・本経寺(大村市古町)では2基の有耳五輪塔で確認できる。2基ともに元和2年(1616)銘の小型有耳五輪塔で、その銘文の刻み方は極めて特殊である。1基は「秀山」五輪塔(総高103cm)で、戒名を地輪に、水輪背面に「朝鮮人 秀山」と刻み、「秀山」(日本の法名か)の属性として「朝鮮人」と陰刻している。もう一基の有耳五輪塔(総高106.5cm)は地輪正面に戒名「心明院常禅霊」を刻み、その背面に「西太郎左衛門 藤原前隆」と俗名を入れている。地輪背面の俗名が施主名か被葬者名かわからないが『郷村記』第八寺院〔池田〕(註10)の項で「西太郎左衛門塔」となっているので、地輪正面の戒名(被葬者)の俗名を背面に刻んだと考えられる(註11)。

上記した4基の事例は極めて特殊であるが、4基中3基には被葬者に関わる属性を刻み、かつ4基ともに整形された墓石(雲頭竜型墓石、笠塔婆、有耳五輪塔)であるため、ここで問題にしている自然石の伊木力墓石とは同じ俎上で比較することはできない。

自然石墓石に被葬者名を刻む際は、管見の限りではすべて碑面正面に刻んでいる。また、伊木力墓石の場合、正面2名の戒名に対し背面左下方の俗名は1名であり、正面2名の戒名に対応していない。これらのことから、伊木力墓石背面の俗名「千々石玄蕃允」は明らかに施主(建塔者)と考えられる。

以上のことから、伊木力自然石墓石は、寛永9年12月の12日と14日に亡くなった「自性院妙信」と「本住院常安」夫妻のために「千々石玄蕃允」が施主となって建てた墓石と考えられる。また、施主の千々石玄蕃は、正面陰刻戒名の夫妻とは極めて関係深い人物であると思われる。

エ) 施主「千々石玄蕃允」と「自性院妙信」「本住院常安」の関係

施主「千々石玄蕃允」と「自性院妙信」「本住院常安」の関係は、子息と両親の関係と考えられる。施主・千々石玄蕃により墓石を建塔されるべき両親や兄弟で、逝去年(寛永9年)と建塔地(伊木力)、さらに夫妻に該当する人物は両親以外にいない。また、両親とその子息以外の親族に範囲を広げても、上記の逝去年・建塔地・夫妻の条件を満たす人物は見当たらない(この点は「(3)伊木力墓石と千々石清左衛門(ミゲル)」の項で詳述)。

以上のことから、伊木力墓石は、子息である「千々石玄蕃允」が、その両親である「自性院妙信」と「本住院常安」夫妻のために建てた墓石と捉えられる。

オ) 墓石銘からみた宗旨

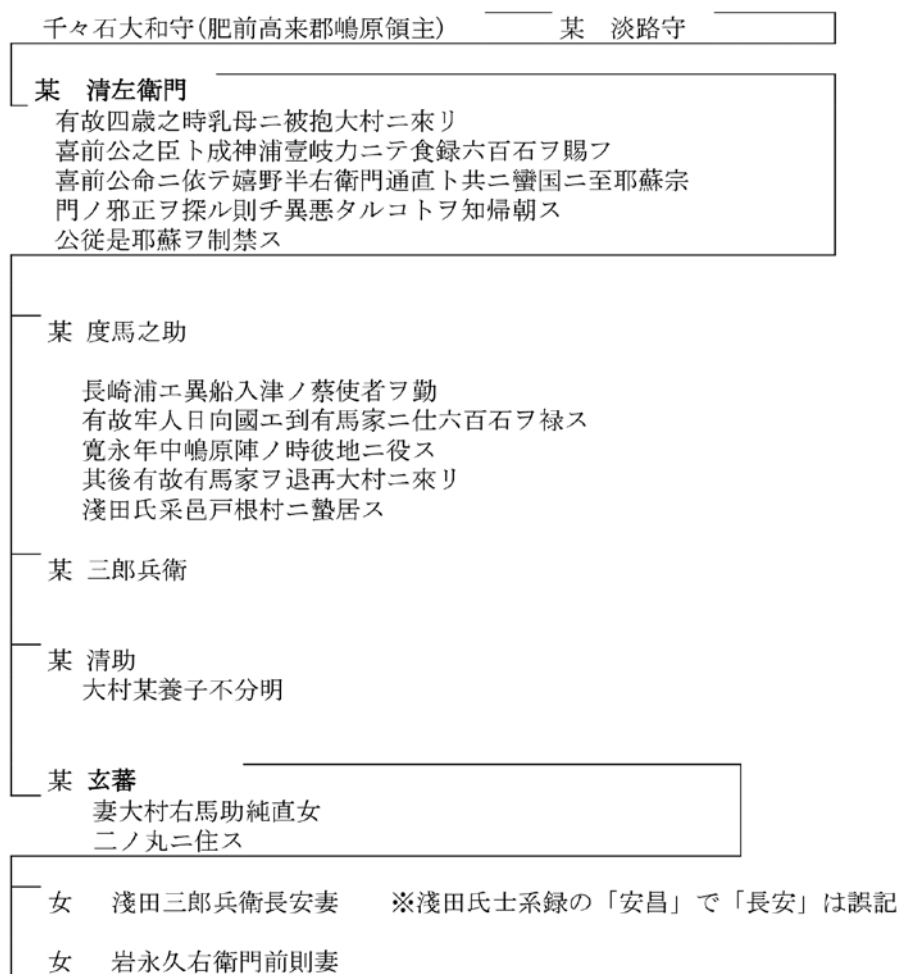
墓石正面上方の「妙法」銘から、伊木力の地上標識(墓石)は日蓮宗(法華宗)との関係から建塔されたことは明白であり、施主(千々石玄蕃)か被葬者夫妻が日蓮宗の寺院と深い関係にあったことは間違いない。墓石に刻まれる宗旨は家単位または個人(葬者・被葬者)の宗旨を示すが、紀年銘の寛永9年12月(1633年1月)の時点で大村藩内で創建されていた寺院といえば、大村家菩提寺の本経寺か市内福重町の妙宣寺が考えられる。ただ、下記する千々石玄蕃の身分(大村藩士)から考えると、本経寺との関係から「妙法」銘になったと思われる。

以上述べてきた各点から、この伊木力自然石墓石は寛永9年12月12日に亡くなった母「自性院妙信」と同月14日に亡くなった父「本住院常安」のために子息「千々石玄蕃允」が建てた墓石で、日蓮宗の

宗旨を表明する地上標識として建塔されたと考えられる。

2) 千々石玄蕃とその一族

大村藩関係者の系図集「新撰士系録」（以下「士系録」と略す）の「千々石氏」の項によれば、「千々



石玄蕃」について下記のように記す。

この「士系録」の記載内容から下記のことが理解される。

①「千々石玄蕃」は天正遣欧使節の一人「千々石清左衛門（ミゲル）」の4男

この系図には一部脱落（清左衛門の実兄・千々石大和守の記載なし）もあるが、「千々石玄蕃」は「千々石清左衛門」の4男にあたる人物であることを示している。

ところで、1610年ころに成立したといわれる『伴天連記』（註12）に「然所に大村の内に、ちゞわ清左衛門と云侍あり、かの人はむかしばてれんに付良魔に渡り、十ヶ年学文して後日本に帰り（以下略）」とある。また、代々の大村藩主のみが閲覧できたという「大村家秘録」（註13）には「其比家士千々石清左衛門と云者、幼少より彼門弟になり、ろうまに渡り（以下略）」とある。さらに『郷村記』本経寺の項に次のような記述がある（註14）。

於茲知臣千々石清左衛門純員有忠貞器、從幼年命令習其法教、然後還純員於呂宇麻耶蘇 本國聞法受經、（中略）再遣純員與臣嬉野半右衛門勝正於呂宋國習学多年、両臣既探得其奥而歸矣、始無異純員之言、因茲喜前與一族舊臣相議而、領内一圓嚴禁止耶蘇邪教

この中の「然後還純員於呂宇麻耶蘇本国聞法受經」や上記した『伴天連記』、「大村家秘録」により、千々石清左衛門が「呂宇麻耶蘇本国」（ローマ）に渡った天正遣欧使節の正使・千々石ミゲルであることがわかる。つまり、「千々石玄蕃」は天正遣欧4使節の一人千々石ミゲルの子息（4男）となる。

②清左衛門には4人の子息があったが、墓石建立時には4男・玄蕃が嫡子的立場

「士系録」によれば、長男・度馬之助は故有って牢人となった後に縣藩（現宮崎県）へ移り、寛永14年（1637）の島原・天草一揆参陣後は再び大村の地（浅田氏采邑の地・戸根村）に落ち着くが、そこでは「蟄居ス」となっている。この「蟄居」が自らの意志によるものなのか蟄居させられたのか、その理由は不明。また度馬之助は、ここで問題にしている寛永9年12月銘の伊木力墓石に名（施主）を刻んでいないことを考慮すると、墓石建塔時には縣藩（現宮崎県）に仕官中で、建塔そのものに深く関わっていなかったと思われる。

次男は上記引用の「士系録」に何の記載もないことから早世と考えられ、3男も千々石家から離れて大村某の養子となるも「不分明」と書かれている。結局、4男の玄蕃が千々石家の嫡子的立場であったことがわかる。この点は、上記引用した「士系録」の記載内容（玄蕃のみ息女までの系図を記す）からも理解されるが、『郷村記』萱瀬村由緒之事附往古乙名之事の項（註15）に次のような記述がある。

中興千々石玄蕃〔父は千々石清左衛門〕しんほふ〔純忠の夫人、喜前継母〕養子に成り、萱瀬村の内中岳久良原を知行す、玄蕃死去後嗣子なくして跡絶、知行蔵入となる、二代目の右馬之助も死去後跡絶、知行所是又蔵入となるなり

これによれば、玄蕃は千々石家の「中興」となっている。この場合の「中興」とは藩士となって禄高を給されお家再興を果たしたことを指すと考えられるが、ただ、当時の一般的な相続は別にしても、少なくとも千々石家では長子（長男）相続だったと考えられる。このことは、千々石・釜蓋城時代、長男の大和守が嫡子となって千々石家を継いでいることから理解される。だから次男の清左衛門（ミゲル）は、「有故四歳之時乳母ニ被抱大村ニ來り」（上記「士系録」）となっているのである。

長子相続からいえば、本来、清左衛門の次の千々石家嫡子は長男・度馬之助であったはずである。それにもかかわらず、4男・玄蕃が千々石家の「中興」となったのは何故か、またその時期はいつだったのが問題となる。

まず、玄蕃が「中興」となった時期を考える。それを解く鍵は上記「士系録」度馬之助の項にあると考える。つまり、度馬之助が縣藩（有馬家 約5万石）に仕える前に牢人となっていた時か、または寛永14年（1637）の島原・天草一揆後に戸根村に蟄居した時かのどちらかだと考えられる。とはいえ、先述したように寛永9年12月銘の伊木力墓石で4男・玄蕃が施主となっているのは、墓石建立の時点では長男・度馬之助は縣藩に移っていた可能性が高いから、在地（大村藩）にいた玄蕃が嫡子的立場で墓石を建立し施主になったと考えられる。

ただ、「施主」と「中興」は別問題である。玄蕃が千々石家の「中興」とされたのは、おそらく長男・度馬之助が寛永14年の島原・天草一揆後に戸根（長崎市琴海戸根町）に蟄居した後だと考えられる。というのも、それまで度馬之助は縣藩に仕え600石を有する藩士であって、大村藩領内の中岳と久良原わずか23石を給された玄蕃とは比較にならないほど高家禄を有していた（註16）。ところが、その度馬之助が島原・天草一揆後に故あって戸根に蟄居したのであるから、その後に4男・玄蕃が千々石家の「中興」とされたとするのが自然である。つまり、島原・天草一揆後は、千々石清左衛門（ミゲル）

の子息4人の中で唯一人、4男・玄蕃のみが玖島城二の丸に住む藩士となって食禄を給されていたから千々石家の「中興」に位置づけられたと考えられる。これを前提にすれば、玄蕃は島原・天草一揆時までは存命だったと思われる。

なお、天正5年(1577)の龍造寺隆信による千々石侵攻により、ミゲルの兄で千々石家の嫡子であった釜蓋城城主・大和守は自刃、その事態を受けた母親(名不明)は次男のミゲルに千々石家再興を託したと考えられる。それが、ミゲルの使節派遣や帰国後のイエズス会入会に反対した背景にあったと思われる。ただ、ミゲルは、母親のその思いを拒否して最終的にイエズス会に入会したため千々石家再興は遠のいた(註17)。上記の『郷村記』萱瀬村由緒之事附往古乙名之事の項に出てくる「中興」には、天正5年以降の千々石家の事情が背景にあったと考えられる。

また玄蕃は、上記「士系録」や『郷村記』萱瀬村由緒之事附往古乙名之事の項に記されているように純忠の夫人「しんほふ」の養子となって玖島城二の丸に住していたが、その時の知行地(中岳・久良原)が玄蕃死去後に大村右馬助敏武(「二代目の右馬之助」)に与えられた。敏武は寛永17年(1640)に亡くなっているため、玄蕃は寛永17年前に亡くなっていたと考えられる(註18)。

3) 伊木力墓石と千々石清左衛門(ミゲル)

これまで、伊木力墓石の2人の戒名は墓石裏面の左端下方に陰刻された「千々石玄蕃允」の両親である千々石清左衛門(ミゲル)夫妻の可能性が高いことを指摘したが、より慎重をきすために玄蕃周辺の人物とその戒名・没年をあげてみる。そのために可能な限り位牌銘と墓石銘を併記したいが、ここでは紙面の都合上、それぞれの一覧表を提示することにとどめ、詳細は拙著『千々石ミゲルの墓石発見』などを参照していただきたい。

なお、玄蕃周辺の人物について考察する前に、玄蕃の長女が嫁いだ浅田氏一族の菩提寺である自證寺(琴海町戸根)について、寺歴とそこに残る浅田氏関係の位牌について述べる(註19)。

ア) 本住山自證寺(琴海町戸根郷)と位牌

(a) 寺歴

自證寺の建立について、『郷村記』戸根村寺社之事では次のように記す(註20)。

本位山自證寺 法花宗萬歳山本經寺末寺

寺領四石三斗餘、旦家千七軒

(中略)

當寺は萬治元戊戌年、浅田左門前安實母為自證院菩提、同氏三郎兵衛安昌建立、号自證寺、開基八十如院日圓なり、寺領三石、戸根村の内八丈と云處に於て為佛具料寄附

これによれば、浅田左門前安(あきやす)の實母である自證院の菩提のために、前安の嫡嗣で自證院の孫にあたる大村藩城代三郎兵衛安昌が万治元年(1658)に建立したとなっている。自證院とは、朝長大學頭純盛の妻であり、大村純忠の息女(洗礼名マリナ[?])・俗名「お伊奈」である。また、この朝長大學頭純盛と自証院の子・朝長久助は、文禄の役での武功を比類なきとした戸田侯から自らの家来にと所望されたが大村喜前公が断ったため、せめてと「戸田」姓を授けられ、久助は「田」の一字のみ受けて姓を「朝長」から「朝」を「浅」として「浅田」と再改姓し、家老として大村家に仕えた左門前安である。その前安の嫡男・浅田三郎兵衛安昌(千々石氏士系録では「長安」と誤記)の妻として、千々

石玄蕃の長女が嫁いでいる。

なお、現在当寺に伝わる寺歴では、お伊奈様（自證院の俗名）夫妻の法号をとって「本住山自證寺」と公称したとなっているが、『郷村記』では「本位山」となっており「本住山」ではない。また、お伊奈の夫・朝長大学頭純盛の法号は「大剛院素勇忠山日誠居士」であり「本住」ではない（「(4) 被葬者探しの最終章 ⑤自證寺との関係」の項参照）。

(b) 自證寺箱位牌

自證寺にある朝長・浅田家箱位牌「先祖代々尊霊」は計31枚（表題板含む。縦幅24.2cm×横幅10.0cm）からなり、朝長・浅田氏関係が番号1～18までの18枚、附録が番号1～3までの3枚、外家が番号1～9までの9枚で構成されている。最新の年号は外家9の明治5年であるが、明治5年位牌の書体と番号1の書体は同一と考えられるところから、この箱位牌は明治5年以降に再度書き改められたものと考えられる。

ただし、その内容は信頼できる内容となっている。その一例として「朝長大学頭純盛室」の戒名をあげると、箱位牌では「寛永十六年己卯正月七日／墓所辻堂五輪塔／自證院妙安日樂靈尼／純盛妻」とあるが、実際、純盛室・自證院の墓が辻堂（大村市杭出津）で確認され、種目は五輪塔（有耳五輪塔）で年月日・戒名ともに同一の内容となっている。この点は純盛室以下の場合も同じであり、箱位牌に記されている内容は各墓石の内容と完全に一致している（詳細は拙著『千々石ミゲルの墓石発見』など参照）。

ところで、この箱位牌は「朝長・浅田氏」「附録」「外家」の3部で構成されている。番号1～18までの「朝長・浅田氏」の位牌は嫡流とその室さらに早世・帰家した者、「外家」は朝長・浅田氏の傍系（母方の家）また他家へ出向いた人物で自證寺に関係ある者、「附録」は朝長・浅田氏（自證寺）とは血縁的に疎遠か無関係であるが浅田氏また自證寺と何らかの関係をもった者の位牌と考えられる。とくに「附録」番号3では、上段に「勇信院 乳守 / 識陰院 乳守」、下段に「茅瀬ハヌ / 三重后本町フヨ / 裏町スク」と書かれており、これらの人物が乳守であったがために自證寺の附録位牌に記されたものと考えられる。また「附録2」記載の「享保十二年丁未二月十八日 墓所戸根村自證寺／本是院受性日量 浅田勝之進安行」は、「士系録」によれば浅田安昌（玄蕃長女の夫）の兄弟（「某」と記載）の5代目にあたる子孫であり、嫡流浅田氏とは血縁的に疎遠の人物である。この「附録」位牌については後でふれる。

イ) 位牌・墓石一覧

ここでは、千々石氏に関わる人物で、主に自證寺に残る位牌と墓石の銘を一覧表にして示す（表6-1-1）。人物欄中の番号は下記「略系図」の番号に符合する。

なお、千々石玄蕃の次女が嫁いだ岩永家に関する位牌は実相寺（西海町川内郷）にあるが、各墓石については現在累代墓にまとめられており、かつての墓石は実見できなかった。また玄蕃の義理の父にあたる大村純直など大村家に関する位牌は大村家菩提寺・本経寺にあったものと思われるが、本経寺は安永7年（1778）の火災で仏像及び大村家の位牌までもが悉く全焼したため確認できなかったことを付記しておく（註21）。

ウ) 千々石玄蕃周辺の人々とその没年・・・とくに玄蕃が墓石を建塔しなければならない夫妻

下記の「略系図」は、「位牌・墓石一覧」で示した各人の逝去年を加筆したものである。

〔略系図〕千々石氏一族と他家との関係略系図ならびに逝去年（・・・は養母）

表 6-1-1 位牌・墓石一覧（その 1）

【浅田家】

人 物 ①	純盛（朝長大学頭純盛）
逝 去 年	不詳
位 牌 銘 〔自證寺〕	右同（九月二十一日） 大剛院素勇忠山日誠居士 朝長大學頭純盛
墓 所	不詳（『自證寺由緒書』では辻堂〔大村市杭出津〕という）
墓 石 種 目	不詳
墓 石 銘	不詳
備 考	「バテレンたちの報告によれば、大村純忠の息女マリーナは、早く未亡人であり、一方、彼女は、戸根（今の琴海町）に所領を有した。」（松田毅一『大村純忠伝』423p）とある。松田氏はマリーナと浅田純盛妻・自證院を同一人物と断定するには資料不足としているが、マリーナの当時の所領地・戸根から考えて同一人物の可能性は否定できない。仮にマリーナと自證院を同一人物とした場合、夫の純盛は、自證院の没年・寛永 16 年より前に逝去したと考えられる。いずれにせよ、ここで問題にしている伊木力墓石の戒名と異なるため、純盛は伊木力墓石の被葬者ではない。
人 物 ②	純盛妻（自證院・純忠長女・洗礼名マリーナ（?））
逝 去 年	寛永 16 年（1639 年）
位 牌 銘 〔自證寺〕	寛永十六年己卯正月七日 墓所辻堂五輪塔 自證院妙安日樂靈尼 純盛妻
墓 所	辻堂（大村市杭出津）
墓 石 種 目	有耳五輪塔（五輪塔総高 156,0cm・基壇上総高 232,0cm）
墓 石 銘	自證院妙安靈 寛永十六天正月七日
人 物 ③	浅田前安（浅田左衛門前安）
逝 去 年	寛永 19 年（1642 年）
位 牌 銘 〔自證寺〕	寛永十九壬午六月十七日 墓所町墓五輪塔 正明院殿傑山常伯日理居士 浅田左衛門前安
墓 所	町墓（大村市玖島）
墓 石 種 目	有耳五輪塔（基壇上総高約 340,0cm）
墓 石 銘	〔地輪右側面〕 寛永十九年 〔地輪正 面〕 正明院殿／常伯尊靈 〔地輪左側面〕 六月十七日卒
人 物 ④	前安妻ムク
逝 去 年	寛文 12 年（1672 年）
位 牌 銘 〔自證寺〕	寛文十二年壬子五月二十二日 墓所町墓 正理院妙観日佳大姉 前安妻 名ムク
墓 所	町墓（大村市玖島）
墓 石 種 目	笠塔婆（基壇上総高約 350,0cm）
墓 石 銘	寛文十二壬子年 正理院妙観日佳大姉 ※位牌記載の「日」なし 正月朔日卒
人 物 ⑤	浅田安昌（浅田三郎兵衛安昌）
逝 去 年	天和 2 年（1682 年）
位 牌 銘 〔自證寺〕	天和二年壬戌正月朔日 墓所町墓 了心院玄明日解居士 浅田三郎兵衛安昌
墓 所	町墓（大村市玖島）
墓 石 種 目	笠塔婆（基壇上総高約 370,0cm）
墓 石 銘	天和二年壬午曆 了心院玄明日解居士 正月朔日卒
人 物 ⑥	安昌妻（千々石玄蕃長女テイ）
逝 去 年	延宝 7 年（1679 年）
位 牌 銘 〔自證寺〕	延宝七年己未九月七日 墓所本経寺 了性院妙玄日脱大姉 安昌妻 名テイ
墓 所	本経寺（大村市古町）
墓 石 種 目	笠塔婆（基壇上総高約 340,0cm）
墓 石 銘	延寶七己未天 南無妙法蓮華經 了性院妙玄日脱大姉 九月七日卒

【大村家】

人 物 ⑦	しんほふ（純忠夫人・玄蕃の養母・喜前の継母・純直の母）
逝 去 年	寛永 9 年（1632 年）
位 牌 銘	不詳
墓 所	本経寺（大村市古町）
墓 石 種 目	有耳五輪塔（1 段基壇上総高 150,0cm）
墓 石 銘	〔地輪正面〕 寛永九年／（經） 如圓靈／十月十九日
備 考	純忠夫人しんほふの没年は、ここで問題にしている伊木力墓碑と同年であるが、戒名と没月日が異なるため、伊木力墓碑の被葬者ではない
人 物 ⑧	純直（大村右馬之助純直・千々石玄蕃の妻の父・純忠 3 男）
逝 去 年	元和 4 年（1618 年）
位 牌 銘	不詳
墓 所	本経寺（大村市古町）
墓 石 種 目	笠塔婆（基壇上約 200,0cm）
墓 石 銘	南無多宝如来 發性院殿 元和第四 南無妙法蓮華經 南無釈迦如来 日然神儀 七月十四日
備 考	慶長 12 年（1607）の御一門払いの対象者
人 物 ⑨	敏武（大村右馬之助敏武・純直の嫡男・玄蕃娘 2 人の養母の夫）
逝 去 年	寛永 17 年（1640 年）
位 牌 銘	不詳
墓 所	本経寺（大村市古町）
墓 石 種 目	有耳五輪塔（基壇上総高約 250,0cm）
墓 石 銘	〔地輪右側面〕 寛永十七天 〔地輪正 面〕 心清院殿／（經）／清要居士 〔地輪左側面〕 八月八日卒
備 考	・『見聞集』によれば「右馬助敏武寛永十七年於江戸乱心自害ありて跡絶」とある。 ・慶長 12 年（1607）の御一門払いの対象者
人 物 ⑩	敏武妻（初代藩主喜前の 6 女於コヨ様）
逝 去 年	寛永 21 年（1644 年）
位 牌 銘	不詳
墓 所	本経寺（大村市古町）
墓 石 種 目	有耳五輪塔（基壇上総高約 250,0cm）
墓 石 銘	〔地輪右側面〕 寛永廿一天 〔地輪正 面〕 光體院／（經）／妙鏡尊靈 〔地輪左側面〕 六月廿九日

表 6-1-1 位牌・墓石一覧（その2）

【岩永家】

人 物 ⑪	岩永永久右工門前忠
逝 去 年	寛永14年（1637）
位 牌 銘	中祖岩永永久工門前忠 解脱院法讀日詠居士 寛永十四丁丑六月十二日卒 行年六十三歳
墓 所	西海町太田和墓地
墓 石 種 目	不詳（現在累代墓にまとめられている）
墓 石 銘	不詳
人 物 ⑫	岩永永喜左工門前房
逝 去 年	元禄元年（1688）
位 牌 銘	二代岩永永喜左工門前房 円光院持請信士 元禄元辰十二月廿九日卒
墓 所	西海町太田和墓地
墓 石 種 目	不詳（現在累代墓にまとめられている）
墓 石 銘	不詳
人 物 ⑬	岩永久右工門前則
逝 去 年	正徳2年（1712）
位 牌 銘	三代岩永久右工門前則 了解院宗性日脩信士 正徳二辰十一月廿三日卒
墓 所	西海町太田和墓地
墓 石 種 目	不詳（現在累代墓にまとめられている）
墓 石 銘	不詳
人 物 ⑭	岩永久右工門前則妻
逝 去 年	元禄13年（1700）
位 牌 銘	岩永久右工門前則妻千々石玄蕃女 春正院妙陽日帰信女 元禄十三庚辰三月廿日卒
墓 所	西海町太田和墓地
墓 石 種 目	不詳（現在累代墓にまとめられている）
墓 石 銘	不詳

【逝去年一覧】……「系図」記載の●印人物の逝去年含む

番号	人物	逝去年	番号	人物	逝去年
●	有馬晴純	永禄9年（1566）	⑤	浅田安昌	天和2年（1682）
●	有馬義貞	元亀2年（1571）	⑥	浅田安昌妻	延宝7年（1679）
●	大村純忠	天正15年（1587）	⑦	しんほふ	寛永9年（1632）
●	千々石直員	元亀元年（1570）	⑧	大村純直	元和4年（1618）
●	大村喜前	元和2年（1616）	⑨	大村敏武	寛永17年（1640）
●	有馬晴信	慶長17年（1612）	⑩	浅田敏武妻	寛永21年（1644）
①	朝長純盛	不詳（寛永16年以前）	⑪	岩永前忠	寛永14年（1637）
②	純盛妻・自證院	寛永16年（1639）	⑫	岩永前房	元禄元年（1688）
③	浅田前安	寛永19年（1642）	⑬	岩永前則	正徳2年（1712）
④	前安妻ムク	寛文12年（1672）	⑭	岩永前則妻	元禄13年（1700）

※系図中の人物番号は、「位牌・墓石一覧」の人物番号と符合する。

〔略系図〕と上記した「位牌・墓石一覧」から、ここで問題にしている伊木力墓石の紀年銘・戒名と一致する人物（夫妻）は、梓内の千々石氏一族7名（逝去年・戒名不詳）を除き該当する人物（夫妻）は見当たらない。とくに、玄蕃が、両親を除き、あえて墓石を建塔しなければならない夫妻をあげるとすれば、養母である妙圓とその夫純忠、義理の父にあたる大村純直夫妻であるが、ともに伊木力墓石の紀年銘・戒名とは異なっている。ただ養母・妙圓は伊木力墓石の紀年銘と同じ寛永9年に亡くなっているが、逝去日が「十月十九日」、戒名が「妙圓」、さらに夫純忠の逝去年（天正15年）・戒名が異なっており、明らかに伊木力墓石の被葬者ではない。

また、千々石氏と関係の深い浅田氏一族では、清左衛門の従兄弟で玄蕃の長女がその孫・安昌に嫁いだ自證院とその夫・純盛があげられるが逝去年・戒名等が異なり、伊木力墓石とは無関係である。

以上のことから、〔略系図〕中の梓で囲んだ千々石氏一族の計7名を除き、伊木力墓石の被葬者・被供養者に該当する人物（夫妻）は、千々石玄蕃周辺には存在しないことが明らかである。

エ）玄蕃夫妻とその兄弟

ここでは、墓石の被葬者に該当する人物として、逝去年・戒名ともに不詳である玄蕃夫妻とその兄弟について考察する。

最初に玄蕃の3人の兄について検討してみる。この3人の兄については、「（2）千々石玄蕃とその一

した島原・天草一揆までは存命だった可能性があることも指摘した。

ところで、この墓石の施主と考えられる玄蕃は、伊木力墓石の紀年銘・寛永9年時、果たして何歳であったのだろうか。正確な年齢を算出するのは困難であるが、父清左衛門の誕生年とイエズス会脱会年を起点に推測してみたい。

永禄12年(1569)生まれといわれる父・千々石清左衛門(ミゲル)は、天正遣欧使節の一人として帰国した後、イエズス会を脱会する。その脱会した正確な年は不明であるが、仮にマカオに派遣された修道士17名の名簿にミゲルの名を見いだせない1601年を脱会した年とし、それ以降妻を娶り4男玄蕃が生まれるまでの年を仮に5～8年後とした場合、玄蕃は1606～1609年生まれとなる(註24)。これに従えば、墓石紀年銘の寛永9年時、4男玄蕃は20歳代前半から半ば(23～26歳)ころと思われる。

次に墓石の建塔地・伊木力に視点をあてて、この墓石の被葬者が玄蕃夫妻でないことを検討してみる。

伊木力は、先に引用した「土系録」に記載されているように、父である千々石清左衛門が初代藩主大村喜前により食禄600石を賜った時の給地(神浦と伊木力)である。この点は、大村家資料の「千々石清左衛門喜前御代賜六百石ニ付御書」(「顕性院様御書」)でも確認される(註25)。それに対して玄蕃は、「(2)千々石玄蕃とその一族」の項でふれたように萱瀬村の中岳と久良原は知行したが、墓石の建つ伊木力とはほとんど無関係であったと考えられる(註26)。

先に、父・清左衛門(ミゲル)がイエズス会を脱会した年を1601年とした場合、玄蕃は1606～09年ころに生まれた可能性を指摘したが、その1606～09年当時、父・清左衛門(ミゲル)は大村藩域には住んでいなかったと考えられる。この時期のミゲルについて、松田毅一氏は「千々石清左衛門は、1606年に棄教した後、大村領から有馬領に移り、さらに1612年以前に長崎に移住したものと認められる。」(註27)としている。つまり、玄蕃の誕生年が1606～09年と想定されるところから有馬領か長崎で生まれた可能性が高く、墓石が立つ伊木力は、玄蕃にとって、かつて父・清左衛門(ミゲル)が食禄を賜った土地という以外無関係の土地であったと考えられる。このことから、玄蕃がわざわざ伊木力に自分達夫妻のための墓石を建塔する蓋然性は見いだせず、最初に墓石の状況から判断したように、玄蕃はこの墓石の被葬者ではなく、この墓石を建塔した施主であると考えられる。

また、伊木力墓石に刻まれた紀年銘「寛永九年壬申年十二月」(1633年1月)の時点で、玄蕃と浅田家との間には直接的な関係はない。玄蕃が浅田氏と直接の関係を持つのは、長女テイ(天以)が浅田安昌に嫁いだことに始まるが、「寛永九年壬申年十二月」の時点でテイは生まれていたのかどうかかわからない。仮に生まれていたとしても数歳の乳飲み子であった可能性が高く、浅田安昌に嫁ぐことはまずありえない。つまり、「寛永九年壬申年十二月」の時点では、玄蕃と浅田氏との間に直接の関係はなかったと考えられる。玄蕃にとって縁もゆかりもない伊木力に、しかも直接関係のない浅田氏の土地に玄蕃の墓を築く必然性はどこにも見当たらないと考える。

なお、玄蕃夫妻の墓石は今だに所在不明であるが、玄蕃の知行地であった萱瀬の中岳・久良原か、もしくは養母・妙圓(純忠妾)つながりで本経寺墓地内に建塔された可能性が高いと思われる。

オ) 自證寺箱位牌「附録I」と浅田家「法號誌」

自證寺は万治元年に浅田安昌が建立した寺院であるが、その自證寺にある朝長・浅田氏「先祖代々尊霊」箱位牌の中に、下記のような位牌(図6-1-8)がある。

この板位牌は「附録1」として表題を除く板位牌30枚中19枚目に納められているが、板位牌左方の口で括られた「自性妙信」（「院号」なし）と「本住院常安」、その逝去年（寛永九年壬申十二月十二日と十四日）、墓所を伊木力としていること、さらに自證寺が法華宗（日蓮宗）であることから、ここで問題にしている伊木力墓石を指していることは明らかである。

位牌「附録1」は、伊木力墓石の被葬者を特定する上で貴重な資料を提供している。まず、その記載内容が、他の「附録位牌」と比べた場合、非常に具体的かつ正確であるという点である。他の「附録位牌」は、上記「附録1」位牌の右側部分や「ア）本住山自證寺（琴海町戸根郷）と位牌」の項でふれた「附録3」のように戒名も不完全であり、また逝去年も「年月日不分」または無記載である。それに対してこの「附録1」左の2名の位牌は、それぞれの戒名・逝去年・墓所地名が具体的、しかも「自性妙信」の「院号」なしを除けば伊木力墓石の記載内容と完全に一致している。



図6-1-8 先祖代々尊霊箱位牌
附録1 19枚目 自證寺

このことは、この位牌には伊木力墓石の建塔と何らかの関係をもった人物が関与していること、しかもその人物は自證寺ひいては朝長・浅田氏と深い関わりをもった人物であったことが示唆されている。さらに寛永9年銘伊木力墓石の被葬者2名は、自證寺が正保3年（1646）に創建された庵から始まっていることから、位牌のある自證寺と直に関係があったとは思われないが、少なくとも日蓮宗に関わりをもった人物であり、朝長・浅田氏と何らかの関係をもっていたことが示唆されている。

次に「墓所伊木力」と明記されていることも重要である。つまり、この記載から、位牌とつながる伊木力の自然石塔が単なる供養塔などではなく、戒名で示された2名の墓石であることを明示している。この点は、「イ）戒名（法号）からみた墓石の性格」の項で述べたように、銘文の内容（女性十二日・男性十四日）からこの自然石塔は墓石であるとした解釈と一致している。

また、板位牌下方に記された「名不分 右同」（「右何某之子共不相分墓一同也」）つまり戒名で示された2名の人物について名前も誰の子であるか共に分からないが墓は一同（一石で2名の墓石）であると具体的に墓石の状況まで記している。このことから、この位牌は実際に伊木力墓石を見たか、またはその墓石の内容を知った上で記されたものと考えられる。

さらに、「④朝長・浅田氏との関係」で後述するように、浅田氏嫡流家に関わるすべての戒名、逝去年、墓所などを記した『浅田氏先祖代々法號誌』に記載された内容と、上記した板位牌「附録1」は完全に一致する。

ただ、実際に伊木力墓石を見聞した上で板位牌「附録1」を記したのであれば、今でさえ肉眼で鮮明に判読できる墓石裏面の「千々石玄蕃允」という人名を何故位牌に記載しなかったのか疑問である。

玄蕃は大村純忠の妾・しんほふの養子となり、庶家一門の大村右馬之助純直の長女を妻に迎え、大村家家臣として玖島城二の丸に住んでいた。確かに玄蕃の義理の父・純直は慶長12年（1607）の御一門払いで知行地を半減され、その後2代目右馬之助敏武の乱心で絶家となった。しかし、他の庶家13

家のように知行地をすべて没収され他へ追放されたのではない（註28）。だからこそ、大村純直またその子敏武の墓は大村家の菩提寺・本経寺にあるのである。

このように玄蕃周辺では藩主の権威確立のために犠牲を強いられるなど一時動揺もおこっているが、だからといって玄蕃の名を意識的に伏せる事態ではない。つまり何故位牌に玄蕃の名が記載されなかったのか、それは玄蕃の名を意識的に伏せたためではなく、位牌がもともと逝去者の霊を祀るものであり、逝去者の戒名等は記すがその他の事項たとえば墓石の建塔者などは記載しない、つまり玄蕃は墓石の建塔者・施主であり被葬者ではなかったために位牌に書かれることがなかったと考えられる。この点は、「ウ」『千々石玄蕃允』銘の解釈の項で述べたように、伊木力墓石の銘文内容から墓石裏面左下方に1名のみ刻まれた「千々石玄蕃允」を墓石の建塔者・施主とした解釈と一致する。

また、位牌の「名不分 右同」「右何某之子共不相分墓一同也 右同」は、伊木力墓石の被葬者夫妻が置かれた当時の立場から意識的に名を伏せ、その素性も隠せざるをえなかったのではないと思われる。

次項で結論づける伊木力墓石の被葬者と考えられる千々石清左衛門は、イエズス会脱会后、仕官先の大村藩により当地・伊木力に食録をもらうなど一時優遇されたが、慶長11年（1606）の禁教令を境に大村藩を離れ、その後も行く先々で苦悩し続けた半生であったと思われる。また、大村藩内にあっては「宗旨の大敵は喜前 其の根元は千々石清左衛門也」とされており、清左衛門への評価は藩政上はもちろん「ばてれん共に甚悪之」状態であった。とくに清左衛門ミゲルが、イエズス会は脱会したけれどもキリスト教そのものを棄教したかどうかは意見が分かれるところである（註29）。

そのために墓石の建塔者である玄蕃は、父・清左衛門の名を明かすことによって禁教下の周囲に迷惑が及ぶことを恐れ、父自身の名前も含め一切の素性を隠せざるをえなかったのではないと思われる。とくに玄蕃自身が玖島城二の丸に住む大村藩士であったがために、たとえ父・清左衛門の墓石であったとしても、その父の素性を明らかにすることを憚ったように思われる。だから、「名不分 右同」「右何某之子共不相分墓一同也 右同」になったと考えられる。

（6）被葬者探しの最終章

これまで、伊木力墓石の被葬者の対象を玄蕃周辺の人々さらに玄蕃とその3人の兄弟に幅を広げて検討してきたが、結果はいずれも被葬者ではないことがほぼ判明した。また墓石裏面の左端下方に刻まれた「千々石玄蕃允」はこの墓石の施主（建塔者）であること、墓石の被葬者は日蓮宗ならびに朝長・浅田氏と何らかの関係をもった人物その夫妻であったことも確認した。つまり、伊木力墓石の被葬者を特定する条件は、次の7つの条件を満たす夫妻となる。

- ①玄蕃により墓石を建塔されるべき夫妻
- ②伊木力との関係
- ③日蓮宗（法華宗）との関係
- ④朝長・浅田家との関係
- ⑤自證寺との関係
- ⑥寛永9年没の妥当性
- ⑦戒名「自性院妙信・本住院常安」の妥当性

これまでの考察で、玄蕃を含めた4人の兄弟さらにその周辺の人々で、確実に上記の7つの条件を満

たす人物（夫妻）は誰もいなかった。その結果、最後に残ったのが玄蕃の両親である千々石清左衛門夫妻の2人のみとなる。

では、この千々石清左衛門（ミゲル）とその妻が、果たして上記の条件をどの程度満たすのか再度探してみる。

①玄蕃により墓石を建塔されるべき夫妻

この第1の条件は、当然クリアする。これまで度々触れてきたように、玄蕃は清左衛門の4男つまり清左衛門夫妻は玄蕃にとっての両親であり、しかも玄蕃は4男でありながら兄3人にかわって千々石家の嫡子的立場にあった。そのため清左衛門夫妻は、玄蕃によって墓石を建塔されるべき第一の夫妻（両親）であったことはいうまでもない。

②伊木力との関係

第2の条件である墓所・伊木力との関係については、清左衛門が藩主喜前から賜った給地に関係する。

彼が食禄を賜った時期は、慶長6（1601）年ころにイエズス会を脱会して大村藩に仕官し、「ミゲル」から「清左衛門」と改名した後である。慶長10年（1605）に大村を訪れたドミニコ会司祭の報告では、喜前に奉仕して毎年500ドゥカードの禄を受けているとなっている（註30）。

その食禄を賜った土地について、唯一記した資料が「土系録」である。それによれば「神浦壹岐力」となっている。つまり墓石の建つ伊木力（壹岐力）は、かつて清左衛門が藩主喜前より食禄を賜った土地だったのである。だからこそ玄蕃は、両親（清左衛門夫妻）の墓石を、両親にゆかりのある伊木力の一角に建塔したものと考えられる。

また、伊木力墓所は大村藩家老・浅田氏の所有地である。千々石家と浅田氏の関係は「④「朝長・浅田氏との関係」の項で詳述するが、両家は緊密な関係にある。とくに清左衛門（ミゲル）の孫娘で玄蕃の長女・天以（テイ）が浅田家当主の浅田安昌に嫁いでいることから、両家の緊密さが伺われる。なお、建塔地・伊木力に関して、この墓石には「大村に対し恨みをもって死んだので、大村の見えるこの地に、大村を睨みつけるように葬った」という伝承が伝わっている（註31）。建塔地・伊木力は、大村城下とは海上を通して指呼の間にあり、海上のすぐ向こうに臼島や玖島城（現大村市）が望まれる。当地は、まさにその伝承にふさわしい場所とすることができる。この点はいくまでも傍証の傍証であるが、この伝承に符合した人生を送った人物といえば、玖島城内二の丸に住んでいる大村藩家臣千々石玄蕃ではなく、禁教をめぐって最終的に大村藩と対立し、それが契機となって各地を遍歴した父・千々石清左衛門（ミゲル）がそれにあたる。この点からも、伊木力墓石の被葬者が千々石清左衛門（ミゲル）夫妻であることを示唆している。

③日蓮宗（法華宗）との関係

第3の条件は、日蓮宗と清左衛門（ミゲル）、また施主の玄蕃との関係である。今回確認された伊木力墓石は、墓石正面上方に「妙法」と大きく陰刻されていることから、日蓮宗との関りから建塔されたことは間違いない（『報告編』本文中の図面、拓本 p33-35 参照）。

ところで、墓石の紀年銘・寛永9年12月（1633年1月）時の大村藩は、明暦3年（1657）の郡崩れ前であるためにまだ徹底した禁教策は実施していない（本文「伊木力のキリシタン環境」の項参照）。とはいえ、玄蕃のような藩士は、大村藩が慶長11年（1606）のキリスト教禁止後に宗教的シンボルとして慶長13年（1608）に建てた本経寺（大村家菩提寺 日蓮宗）の檀家になっていたと思われる。

つまり、玄蕃の立場からすれば、墓石には日蓮宗（妙法）の宗旨を明確に表明する必要があったと考えられる。従って伊木力墓石の「妙法」は、父・清左衛門に関わる「妙法」というよりも、建塔者である玄蕃が自分の宗教的属性（日蓮宗）を表明することで藩士としての立場を強調した可能性がある。

いずれにせよ、墓石建塔者である玄蕃が日蓮宗に関係していたことは明らかである。この点から、第3の条件も満たすことになる。

なお、伊木力墓石に刻まれた2名の戒名が、浅田氏の菩提寺である自證寺（日蓮宗）で見つかったことは先述した通りであるが、自證寺は浅田安昌が正保3年（1646）に建てた庵室が前身となって、万治元年（1658）に藩主大村純長を開基として安昌が創建している（註32）。伊木力墓石建立から20数年後であるから、自證寺は直接には伊木力墓石建立には関係していなかったと考えられる。とはいえ、寺院創建後は、浅田氏の菩提寺という性格から自證寺が伊木力墓石関係の供養を務めていたのかもしれない。

④朝長・浅田家との関係

第4の条件である千々石清左衛門と朝長・浅田家との関係は、血筋上は清左衛門の父の代まで溯る。清左衛門の父・千々石直員と自證院（俗名お伊奈、洗礼名マリナ？）の父・大村純忠は兄弟であることから、清左衛門と自證院は従兄弟の関係となる。その自證院の夫が朝長大学頭純盛である。この後、純盛の子・前安から浅田氏を名乗るようになり、千々石清左衛門は従兄弟の自證院を介して朝長・浅田家との関係が生じてくる。

このことが縁となったのであろう、清左衛門の長男である度馬之助は島原・天草一揆後に浅田氏采邑の地・戸根村に蟄居するし、また4男・玄蕃の長女・天以（テイ 清左衛門の孫）は浅田家嫡男の浅田安昌に嫁ぐなど、両家の関係はさらに緊密さを増している（註33）。しかも、「宗旨の大敵は喜前 其の根元は千々石清左衛門也」とされ、「ばてれん共に甚悪之」状態の中での両家の結びつきだった（註34）。

このように父・清左衛門が、たとえ没後であったとしても、藩政・キリシタン両者からともに厳しい批判にさらされていた時期に、浅田家はその長男を領地に住ませ、かつ4男・玄蕃の長女を嫡男の嫁として受け入れていたことになる。まさに浅田家は、世間の厳しい視線の中、清左衛門の子息をかくまったといっても過言ではない。

浅田家の千々石家に対する対応は、単に清左衛門と純盛の妻・自證院が従兄弟同士であったという血縁上の繋がりだけでは説明できない。おそらく両者の間には、血縁以上の繋がりを生起させる何らかの要因（信仰上の問題など）が存在したと思われる。

このように千々石氏一族と朝長・浅田家は深い結縁で結ばれていたことは間違いないが、緊密な両者の関係を思えば、清左衛門が大村藩を追われ有馬、長崎へと移っていく過程で、浅田家からの強い働きかけがあったとしても不思議ではない。少なくとも、各地を遍歴する清左衛門に関する情報は入っていたものと思われる。その結果として、清左衛門夫妻の墓石建立にまで浅田家は深く関わっていたのかもしれない。

実は、この伊木力墓石ならびに千々石家と浅田氏との関係を示す資料が、現在、神奈川県川崎市に住まわれている浅田家嫡流家から見つかった。それによると、浅田家嫡流家は、代々、伊木力墓石を篤く供養しており、しかも伊木力墓石の建つ墓地は浅田家嫡流家の所有地であったこともわかった。さらに

驚くことは、「浅田家文書」にまじって「千々石氏系図」そのものが収められていたのである。そこで、この浅田家資料をもとに両家の関係に迫ってみる。

〔「浅田家文書」にみる浅田家と伊木力墓石〕

浅田氏所有の古文書類の中に、浅田家嫡流家に関わるすべての人物の戒名、逝去年、墓所などを記した「浅田氏先祖代々法號誌」（以下「法號誌」と略す）がある。その中の「附録」の項の最初に、次のような記載（図6-1-9）がある。

附 録

寛永九年壬申十二月十二日	墓所伊木力
自性妙信	俗名不知
寛永九年壬申十二月十四日	墓所右同
本住院常安	俗名不知

右御両君墓一所也 何 某 君 之 御 子 共 不 知

この記載内容は、自證寺に残る位牌「附録一」とほぼ同じであり、ここで問題にしている伊木力墓石を指していることは明らかである。

また、「法號誌」の最後には「御征月御銘日」の項があり、浅田氏が弔うべき逝去者を分類分けしている。分類は3種に分かれ、「●印 御當主」「○印 御厄介」「△印 他家」となっている。その12月の項を抜き出してみると、次のようになっている。

○	如幻院殿	九日
○	自性院殿	十二日
○	本住院殿	十二月 十四日
△	蘭馨院殿	同
△	献珠院殿	二十九日

この中で、12日の「自性院殿」と14日の「本住院殿」は院号が「院殿」になってはいるが、先ほどの「法號誌」「附録一」記載の戒名と同じであり、伊木力墓石に刻まれた2名の人物を指していることは明らかである。しかも、この2名は、「○印 御厄介」、つまり浅田家嫡流家が大切に世話をすべきものの項に分類されている。「○」印の上にこの両名のみ「 | 」が引かれており、これが何を意味するのかわからないが、「御征月御銘日」の記載から伊木力墓石の「自性院殿」「本住院殿」2名の墓石に関しては浅田家嫡流家が代々手厚く供養すべき墓として末代まで伝えられていたことがわかる。にもかかわらず、両者（「自性院殿」「本住院殿」）を「何某君之御子共不知」として、どんなお方の御子であるか両名ともわからないとしている。仮に被葬者が墓石背面に陰刻された千々石玄蕃であれば、玖島城二の丸に住む大村藩士であるのだから「俗名不知」とする必要は全くない。

また、現在伊木力墓石の建つ約20坪程度の土地の所有者が、この浅田家嫡流家であったことも判明した。現在の「登記簿」では、墓石の所在地・多良見町山川内郷字ケンノ木59番地の土地69平方メー

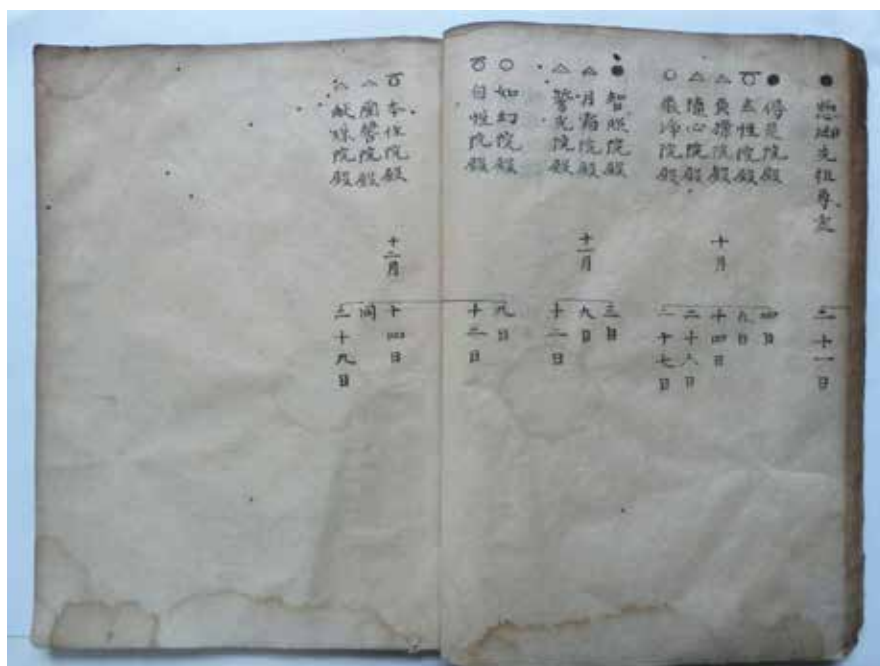


図 6-1-9 浅田氏先祖代々御法號誌

トル（明治の登記簿では「21 歩」）は、地目は「墓地」で、所有者は「浅田勤三郎」（明治の登記簿では「東彼杵郡大村 浅田勤三郎」）となっている。実は、この「浅田勤三郎」なる人物は、朝長・浅田家の嫡流家を継承した人物であり、明治になって大村を離れて居を東京に移した。つまり、伊木力墓石の建つ墓地は、墓石建塔当時も浅田家嫡流家の領地であったことを裏付けている（註 35）。この点は、伊木力墓所を管理している井手家に代々伝わる伝承（墓地の所有者は浅田家）と一致する。

また、浅田家嫡流家に「千々石氏系図」が保管されていることも注目すべきである。何故に千々石氏の系図が浅田家の文書と一緒に保管されているのか、現在の浅田家当主もわからないということであるが、確かに不思議である。浅田安昌に千々石玄蕃の長女・天以（テイ）が嫁いだからといえばそれまでだが、ただ他家から嫁いできたのであれば浅田家系図の安昌の項にその旨を記せば済むことである。実際、「士系録」の浅田家系図には、安昌の妻として「千々石玄蕃女」と記されている。それにもかかわらず系図そのものが保管されているということは、両家の間に血縁以上の強い結びつきがあったように思われる。そのことを補強するように、浅田家所有「千々石氏系図」は大村藩「士系録」記載の内容とはやや異なった部分が散見される。全体としては「士系録」記載の千々石氏系図とほぼ同じであるが、ただ「士系録」では、先述したように清左衛門の次に 4 人の子息が続き、そのあとは玄蕃から系図線が延びて 2 人の娘で終わっている。この書き方は、4 男玄蕃が千々石家の嫡子的立場にあったことを示すものと解釈される。

ところが、浅田家所有の「千々石氏系図」では、「士系録」に記載された系図に加えて、長男・度馬之助からも系図線が引かれ、度馬之助の子息「佐平次（父ト共ニ住干戸根村）」、さらに佐平次の子息「清助（岩永治兵衛養子）」へと続いている。この書き方は、玄蕃の 2 人の娘が嫁いだあと千々石氏の跡目を意識していることは明らかである。つまり、玄蕃の娘 2 人が嫁いだあと千々石氏の系譜が途絶えることを憂慮して、浅田家の所領である戸根に住まわせている長男・度馬之助の系譜から、あらたに千々

石氏の嫡流をおこし、千々石氏を継承させたものと考えられる。

おそらく、このような形での千々石氏相続は浅田家の配慮をもって行われたものと思われるが、今回、浅田家嫡流家から「千々石氏系図」が見つかったことにより、浅田家と千々石氏の関係はより緊密な関係であったことが理解される。

これまで述べてきたように、伊木力墓石を代々浅田家嫡流家が手厚く供養してきたこと、また伊木力墓地そのものが浅田家嫡流家の所有地であったこと、さらに「千々石氏系図」を浅田家嫡流家が保管していたこと、以上のことは、この伊木力墓石の被葬者2名が千々石清左衛門夫妻であることの信憑性をより補完していることは間違いない。

⑤自證寺との関係

第5の条件である自證寺と清左衛門の関係については、これまでたびたび触れてきたが、とくに「ウ）自證寺箱位牌「附録一」」の項で述べたように両者は直に関係していたとは思われない。

その理由として、当墓石の紀年銘・寛永9年を清左衛門の逝去年とした場合、自證寺創建のはじまりは正保3（1646）年の庵室に求められる。つまり、清左衛門逝去後13年後に自證寺の前身が創建されたことになり、両者の接点は見いだせない。

ただ、清左衛門の子息・玄蕃と、玄蕃の長女・天以（夫が万治元年に自證寺を創建した浅田安昌）を通じて自證寺と関係をもったことは間違いない。だからこそ、「附録一」に記された伊木力墓石の位牌が、自證寺の朝長・浅田家箱位牌「先祖代々尊霊」の中に納められていたものと思われる。

また、これはあくまでも推測になるが、自證寺の山号・寺号が、伊木力墓石の戒名と妙に符合していることも気になる。自證寺の山号と寺号は、寺側の伝承では安昌の祖母にあたる「自證院」と、その夫「朝長大学純盛」の戒名から付けられたとなっている。ただ、純盛の戒名は「大剛院素勇忠山日誠居士」であり、伝承とは異なっている。むしろ今回確認した伊木力墓石の戒名、即ち男性戒名が「本住院常安」、女性戒名が「自性院妙信」であり、「自性」の「性」と「自證」の「證」の違いはあるが、音は同一で「じしょう」と読める。つまり「ほんじゅう山じしょう寺」となる。従って、自證寺は、現在いわれている安昌の祖母「自證院」とその夫「朝長大学純盛」の戒名からではなく、伊木力墓石記載の2名の戒名を山号寺号にして成立したととれる。

では、なぜ、このような付け方をしたのか。その理由は、おそらく伊木力墓石の2名を創建の対象とするには不都合な事情があったため意識的に伏せられたものと解釈される。実は、この名を伏せなければならない事情をもった2名の人物として、浅田氏と深い関わりをもった千々石清左衛門とその妻が浮上してくることは言うまでもない。清左衛門の名（戒名）は、大村藩内に住む一族や親族が家臣として生き抜く上でタブー視された存在だったように思われる。

⑥寛永九年歿の妥当性

千々石清左衛門（ミゲル）の晩年については、アフォンソ・デ・ルセナの記録から1622～23年ころまでは長崎で生存していたことが知れているが、伊木力墓石の紀年銘・寛永9年12月（1633年1月）が、果たして清左衛門の逝去年として妥当性をもちえるかどうかである。

次の表は、天正遣欧使節である伊東マンショ・原マルチノ・中浦ジュリアンの生没年をまとめたものである。

これによれば、清左衛門（ミゲル）を含め永禄12（1569）年ころに生まれた4人の天正遣欧使節、

表 6-1-2 天正遣欧使節没年表

■伊東マンショ	1569 年（永禄 12 年）頃生まれ 1612 年（慶長 17 年）11 月 13 日没 43 歳 司祭職四カ年の後、長崎のイエズス会の学院で病没。
■原マルチノ	1569 年（永禄 12 年）頃生まれ 1629 年（寛永 6 年）10 月 23 日マカオで病死。60 歳（?）
□千々石ミゲル （清左衛門）	1569 年（永禄 12 年）頃生まれ 1633 年（寛永 9 年 12 月 14 日）没 64 歳（?） ◎没年は、伊木力墓石銘による。
■中浦ジュリアン	1569 年（永禄 12 年）頃生まれ 1633 年（寛永 10 年）10 月 21 日長崎・西坂の刑場で処刑 64 歳

なかでも原マルチノと処刑された中浦ジュリアンは 1630 年前後まで生存している。この点から考えると、伊木力墓石紀年銘の寛永 9 年 12 月（1633 年 1 月）を清左衛門（ミゲル）の逝去年として何ら不都合はなく、享年は永禄 12（1569）年生まれとした場合 64 歳となる。64 歳といえば当時の生存年からいえば長寿に属する年齢であるが、大村・有馬時代に弾圧を受けたとされるミゲルに対して宣教師ルセナが記した「なかなか枯れない雑草であった」（註 36）という表現が、逆にミゲルの長寿を裏書きしているように思われる。

⑦戒名「自性院妙信・本住院常安」の妥当性

現段階で清左衛門夫妻の戒名を記した明確な資料がない以上、この問題を検討するには限界があり不可能である。ただ、伊木力墓石の 2 名の戒名を記した資料として、自證寺の箱位牌「附録一」と浅田家嫡流家の「法號誌」がある。そこでここでは、戒名そのものの検討ではなく、主に箱位牌「附録一」から導き出される内容が、清左衛門夫妻にどこまで符合するかを検討してみる。

位牌「附録一」については「オ」自證寺箱位牌「附録一」の項で検討したが、その中で位牌の「名不分 右同」、「右何某之子共不相分墓一同也 右同」の文言について、ここで改めて取り上げてみる。

箱位牌「附録一」、その中の 2 名の戒名（「自性（院）妙信」と「本住院常安」）は、他の「附録」位牌と異なり記載内容がより具体的かつ正確であることから、実際に伊木力墓石を見たか、その内容を知った上で記載した可能性が高いことはすでに指摘した通りである。とくに、伊木力墓石が千々石氏関係の墓石であることは、墓石裏面に刻まれた「千々石玄蕃允」から理解されていたはずである。それにもかかわらず、「千々石玄蕃允」を含め、肝心の被葬者については「名不分」「右何某之子共不相分墓一同也」としているのは、伊木力墓石の被葬者名はもちろんのこと一切の素性を公にできない何らかの事情があったことを示唆している。

仮に、この「名不分」また「右何某之子共不相分墓一同也」が意識的に伏せた結果であったとした場合、先述した自證寺の山号と寺号の付け方と同じように、その事情はまさに清左衛門夫妻の後半生に符合する。清左衛門（ミゲル）の後半生は、天正遣欧使節の正使として華々しい経歴で彩られたミゲル時代の前半生に対し、ある面、苦悩の連続であったと思われる。イエズス会を脱会したその日からイエズス会からのバッシングは予想できたが、従兄弟の大村藩主・喜前との決別は意外だったに違いない。喜前は、イエズス会脱後の清左衛門を厚遇し伊木力に食禄 600 石まで給した。その喜前が慶長 11 年（1606）にキリスト教を禁止したがために、清左衛門はついには藩外に身を移せざるをえなくなった。

この喜前による禁教によって、清左衛門の名前はもちろんのこと一切の素性までもが大村藩内にあっては公にできない禁忌になったと考えられる（註37）。箱位牌「附録一」にみられる「名不分」の記載が意識的に伏せられた結果であったとした場合、その人物は清左衛門夫妻の後半生に符合する。

上記した逝去年である「寛永9年没」とその戒名「自性院妙信・本住院常安」の妥当性については主に伊木力墓石銘さらに箱位牌「附録一」の記載内容から検討してきたが、そこから導きだされた結論は千々石清左衛門夫妻を否定するものではなく、むしろ可能性を高くするものと思われる。

（7）まとめ

これまで、多良見町山川内で確認した伊木力自然石墓石について、主にその建塔者（施主）と被葬者について検討してきた。その結果、伊木力墓石は天正遣欧使節の一人千々石ミゲル（清左衛門）とその妻を被葬者として、清左衛門（ミゲル）の4男・玄蕃によって建塔された可能性が極めて高いという結論を得た。そこで再度、結論に至った経緯をまとめてみる。

まず「（1）形態ならびに銘文から見た自然石墓石の性格」の項では、伊木力墓石とそこに刻まれた銘文に焦点をあてて検討した。結果を下記する。

- 紀年銘・寛永9年12月（1633年1月）は建塔時またそれに近い時期の年号であり、形態としては当時の墓石形式を踏襲したものである
 - 銘文内容から、この自然石板碑はある夫妻の墓石として建塔されたものである
 - 墓石の裏面左端下方寄りに陰刻された「千々石玄蕃允」は、この墓石の被葬者ではなく、寛永9年12月12日と14日に亡くなった「自性院妙信」と「本住院常安」夫妻の墓石の建塔者（施主）と考えられる
 - 建塔者「千々石玄蕃」と「自性院妙信」「本住院常安」夫妻の関係は子息と両親の関係と考えられる
 - 墓石は正面上方に陰刻された「妙法」銘から日蓮宗（法華宗）の宗旨にのっとり建塔されている
- 次に「（2）千々石玄蕃とその一族」の項では、以下の2点を指摘した。
- 千々石玄蕃は天正遣欧使節の一人千々石清左衛門（ミゲル）の4男である
 - 清左衛門には4人の子息があったが、4男玄蕃が嫡子の立場にあった

以上の結論を前提に、最後の「（3）伊木力墓石と千々石清左衛門（ミゲル）」の項では、最初に玄蕃周辺の人々すべての戒名と逝去年をあげて伊木力墓石に該当する夫妻がいなかいか検討した。結果は、没年・戒名ともに不明の千々石氏一族7名を除いて該当する人物・夫妻はいなかった。次に玄蕃を含めた4人の兄弟について検討したが、結果はここでも同じで、該当する人物・夫妻は見当たらず、最終的に千々石清左衛門（ミゲル）夫妻のみに絞られた。

そこで伊木力墓石の被葬者を特定する7つの条件を提示し、各項目を清左衛門（ミゲル）がどれだけ満たすかを検討した。結果は5つの項目で適合し、残り2つの条件（没年と戒名）もクリア可能な範囲にあるとした。従って、この寛永九年銘の伊木力自然石墓石は、4男・千々石玄蕃によって建てられた父・千々石清左衛門（ミゲル）とその母のための墓石としてほぼ間違いないという結論に達した。

（おおいし かずひさ 石造物研究者、元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー）

- 註1 拙著『千々石ミゲルの墓石発見』（長崎文献社 2005年）、拙著「千々石玄蕃建塔墓石とその被葬者・被供養者について」（大村史談会編『大村史談』第55号 2004年）。今回あらたに加筆訂正した部分については、上記の参考文献とは若干変更していることを断っておく。
- 註2 『郷村記』第二十四、藤野保編『大村郷村記』第四卷（国書刊行会 1982年）p2
- 註3 前掲書『大村郷村記』第四卷「由緒之事附舊來地頭之事」p25。なお、慶長4年（1599）の大村藩領内総検地の結果を記載した「慶長高帳」では、伊木力村は庶家2名・小姓衆3名の知行地となっている。その庶家2名のうち1名は千々石玄蕃の義理の父にあたる大村善次郎（右馬之助純直）である。ただ慶長12年の御一門払いで、善次郎は知行地を半減（実際は2割2分引）されている（『大村市史』上巻43～70頁）。
- 註4 拙著「石造美術学概論」（長崎県教育庁文化課『長崎県埋蔵文化財発掘技術研修記録』1994年）、拙著「中世・石造物にみられる石造文化圏の問題について」（『松浦党研究』第22号 1999年）など参照
- 註5 拙著「本経寺大村家石塔群について」（『大村史談』第55号 2004年）など参照。なお、江戸初期の藩主クラスの墓石で自然石板碑形式の墓石を使用している事例として、初代平戸松浦藩主法印鎮信墓石や藩祖鍋島直茂墓石などがある。
- 註6 拙著「地方における中世石塔造立階層の問題について」（『史迹と美術』第572号 1985年）など参照。なお、肥前地方における近世の石塔造立階層は、貞享年間（1680年代）ころまでは給人クラス以上が主体であり、次の元禄期ぐらいいから庶民層（無姓者層）も参加している。
- 註7 女人堂自然石板碑については、拙著「雲仙と大型石塔」（『山岳修験』（日本山岳修験学会）第30号 2002年）参照。なお、伊木力・野川内郷墓地近くの木造祠内に建つ近世自然石墓石も戒名配列は同じであり、無紀年ではあるが17世紀ころの建塔と考えられる。
- 註8 大永3年（1523）銘の大村純伊五輪塔地輪（大村市資料館蔵）でも、正面に「中庵」、その両側に年月日と「孝子敬白」と陰刻した上で、左側面に被葬者の俗名「平朝臣勢州太守純伊」を入れている。中世石塔の場合、銘を刻むのは全体の約1割程度だが、被葬者銘を入れる時には正面か側面に刻むことが通例であったと考えられる。
- 註9 松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』（風間書房 1967年）
- 註10 前掲書『大村郷村記』大村池田之部寺院 p252
- 註11 本経寺にある明暦2年（1656）銘有耳五輪塔は、正面に戒名、年月日、背面に俗名「大村多門助純房」を陰刻しているが、背面の純房が被葬者名か施主名かわからないのでここでは割愛する。
- 註12 『伴天連記』（『続々群書類従』第十二 国書刊行会編 続群書類従完成会 1978年）
- 註13 「大村家秘録」（大村市資料館蔵）は、『史籍雑纂 第一』（続群書類従完成会発行 国書刊行会 1911-1912年）に収録
- 註14 前掲書『大村郷村記』第一巻 p255
- 註15 前掲書『大村郷村記』第二巻・萱瀬村由緒之事附往古乙名之事
- 註16 玄蕃知行の中岳・久良原23石は、豊村豊二「大村家御一門と関連する諸家系譜の一考察—大村右馬之助家の人びと」（『大村史談』第42号 1992年）。なお、中岳・久良原を含む萱瀬村全体の御朱印高は316石9斗6斛（前掲書『大村郷村記』第一巻 p12）となっており、総石高でも度馬之助の600石には遠く及ばない。
- 註17 釜蓋城陥落については松井生四郎編『千々石町史』（千々石町役場 1968年）、『千々石町郷土誌』（千々石町 1998年）、本多一義編『釜蓋城物語』（私家版）参照。ミゲルの母親による千々石家再興については拙著『天正遣欧使節千々石ミゲル 鬼の子と呼ばれた男』（長崎文献社 2015）参照
- 註18 宮崎栄一「千々石清左衛門と千々石玄蕃」（『大村史談』第55号 2004年）、本経寺墓地内にある大村敏武の墓塔（有耳五輪塔墓）、前掲書『大村郷村記』第一巻 p253 参照
- 註19 自證寺については、志田一夫「私のキリシタン資料（四）…琴海町の自證寺について」（1986『大村史談』第29号所収）など参照
- 註20 前掲書『大村郷村記』第四巻 p364
- 註21 妙圓（純忠妾）・大村純直・敏武については、勝田直子「大村右馬之助純直・敏武父子」（『大村史談』32号所収 1988年）、前掲書豊村「大村家御一門と関連する諸家系譜の一考察」、「萬歳山本経寺 大村家墓所の標として」（『大村史談』第44号所収 1993年）参照
- 註22 松田毅一著『大村純忠伝』（1978・教文館）p423
- 註23 3男清助は、「大村某の養子」となっているのに「不分明」となっている。これは多分に慶長12年（1607）の御一門払いで領地没収された庶家一門に関係していたためではないかと思われる。
- 註24 千々石ミゲルがイエズス会脱会した年について、松田毅氏は「（千々石ミゲル）は伊東マンショらがマカオに赴いた一六〇一年には、もう修道院を出て還俗していたのかもしれない。」（『天正遣欧使節』講談社 p381）、また宮崎賢太郎氏は「ミゲルは一六〇一年から一六〇三年頃イエズス会を脱会し、大村喜前に抱えられた。」（『天正遣欧使節の人物研究』（長崎叢書）第68輯 p29）と記している。

- 註 25 大村家史料（1－五〇三－八）千々石清左衛門喜前御代賜六百石ニ付御書「顕性院様御書」（大村市資料館蔵）
- 註 26 あえて伊木力と玄蕃の関係を探すと、玄蕃の義理の父（妻の父）である大村善次郎（右馬之助純直）の所領が伊木力にあった（『慶長高帳』、『大村市史』上巻 p43～70）。ただし、伊木力墓所は大村藩家老浅田家の所有地であるから右馬之助純直の所領とは無関係。
- 註 27 松田毅一『天正遣欧使節』（講談社 1999 年）p392
- 註 28 『大村市史』（大村市史編纂委員会 1962 年）上巻 p76
- 註 29 前掲書『天正遣欧使節千々石ミゲル 鬼の子と呼ばれた男』で、千々石ミゲルはイエズス会という修道会は脱会したけれど棄教はしていなかった可能性を指摘した。また、「大村家秘録」（大村家巻之四）に「喜前公耶蘇邪宗の實を糺し 領内彼徒を制禁し給ふ ばてれん共に甚悪之 慶長十五年三月二日（中略）然れば宗旨の大敵は喜前 其の根元は千々石清左衛門也り」とある。
- 註 30 ディエゴ・パテエコ『九州キリシタン史研究』（キリシタン文化研究シリーズ 16 1977 年）p173
- 註 31 多良見町教育委員会編『多良見町郷土誌』（多良見町 1995 年）p769。伊木力墓石を管理している井手氏ら地元の方々からも同じ聞き取りをしている。
- 註 32 松田毅一『大村純忠伝』（教文館 1978 年）p425
- 註 33 長男・度馬之助が戸根村に住んだのは寛永 14 年（1637）の島原天草一揆後、4 男・玄蕃の長女天以（テイ）が浅田安昌に嫁いだ正確な時期は不明であるが、仮に天以 15 歳の時とした場合 1641～44 年ころ、天以 20 歳の時とした場合は 1646～49 年ころと考えられる。
- 註 34 前掲書「大村家秘録」（大村家巻之四）参照
- 註 35 浅田謹三郎の墓石は、町墓（大村市）の浅田家墓所内に宝珠付き笠塔婆（総高 160,0cm）として現存する。
- 註 36 ヨゼフ・フランツ・シュッテ編 佐久間正・出崎澄男訳『大村キリシタン史料 アフォンソ・デ・ルセナの回想録』（キリシタン文化研究会 1975 年）p118
- 註 37 前掲書『千々石ミゲルの墓石発見』、前掲書『天正遣欧使節千々石ミゲル 鬼の子と呼ばれた男』など参照

資料紹介 ①寛永9年12月付け上鈴田村での「疱瘡」に関する資料

大石一久

大村彦右衛門文書に、「寛永九年十二月八日 上鈴田人あらため市丞懸ノ事」として上鈴田、下鈴田、津田川内、三浦村、今村の百姓、百人衆（鈴田村に置かれた鉄砲足軽）、小給人ら348人の人別帳（俗請け）がある。その中の「上鈴田村」（135人）の中に「上鈴田村百人衆主水与」80人の人別が行われているが、その80人の内、14人の人名に付して「疱瘡」（「当病」と記した人数4人、「同病」と記した人数2人を含む）と記されている。

「上鈴田村百人衆主水与」には年月日は記されていないが、最初の上鈴田の標題が「寛永九年十二月八日 上鈴田人あらため市丞懸ノ事」とあることから寛永9年12月8日として間違いのないと思われる。ちなみに、「上鈴田村百人衆主水与」に続く「下鈴田あらため人数」は寛永9年の「十二月九日」となっている。ともかくも寛永9年12月ころに鈴田で疱瘡が流行っていたと考えられる。

鈴田村は佐賀藩諫早領と境を接する村で、慶長17年（1612）に初代大村藩主大村喜前によって鉄砲足軽が鈴田村に配置された。疱瘡に罹患した14人中11人は、その鉄砲足軽（百人衆）だったとなっている。

■文書名

彦右衛門文書「上鈴田人あらため市丞懸ノ事」（大村市資料館蔵 資料番号：h-122-0002）

・大村史談会編『大村史談』（3号 1967年）所収の資料紹介「大村彦右衛門文書」の中では、翻刻の際のタイトルとして「人別帳」としている。

■「上鈴田村百人衆主水与」で「疱瘡」（当病、同病含む）と付記された者14人（図6-1-10）

一 同	疱瘡 新三ろ	※同（中間）
一 百人衆	宮内殿与 疱瘡 三ろ助	
一 百人衆	同 与 疱瘡 八ノ亮	判
一 百人衆	同与当病 千右衛門	
一 百人衆	同与当病 神兵衛	
一 百人衆	同人与 疱瘡 十右衛門	※同人（八右衛門殿与）
一 百人衆同人与	同病 七左衛門	
一 百人衆同人与	疱瘡 八 助	
一 百人衆同人与	疱瘡 助右衛門	
一 百人衆同人与	疱瘡 次右衛門	
一 中間衆	同病 次 助	
一 はさ人	当病 助左衛門	
一 百人衆同人与	当病 金八郎	判 ※同人（宮内殿）
一 百人衆同人与	疱瘡 九 蔵	

伊木力墓石発見当初から、寛永9年12月12日と14日の近接した逝去年に一部で疱瘡などの可能性が指摘されていたが、上記の資料は寛永9年12月に大村藩領内で疱瘡が流行していたことを示して

おり興味深い。とくに、久田松和則副委員長からは第3回指導委員会を含め、度々同じ指摘がなされている。また、伊木力墓所調査プロジェクト顧問で元国立感染症研究所室長・保健科学研究所学術顧問の加藤茂孝先生からも同じ意見をいただいている。

加藤茂孝氏によれば、彦右衛門文書の内容は大村城下に近い上鈴田村での事案であるが、「痘瘡は輸入感染症なので、長崎から入った可能性が高い。」という。

この点に関し、気になるのは大村城下から長崎へのルートである。直接時津まで海路でいき長崎に至るルートと、大村城下から伊木力に渡り、そこから長与・時津経由で長崎にいたるコースが藩の日記『九葉実録』などに度々登場する。

『九葉実録』巻3（大村史談会編『九葉実録』p 81）では、「（貞享二年：1685）六月朔公西下シ、新城ヨリ航シテ伊木力ニ宿シ、明日長崎ニ至リ、（以下略）」とあり、顕了公（4代藩主純長）が伊木力経由で長崎に赴いたとなっている。

実際、『郷村記（第二十四）』（『大村郷村記』第四巻p 25）の「由緒之事附舊來地頭之事」では、「荅岐力村古來より小物成免許なり、是長崎通路の公役繁多によつてなり」となっており、長崎通路（大村城下から長崎に至る通路 西下）の公役が繁多なために伊木力村では以前から小物成は許されていた。それだけ伊木力村は大村城下－長崎間の重要な経由地であった。なかでも港がある舟津は、近世伊木力村の中では人が多く集まる重要な場所だったと考えられる。ちなみに、同じ舟津の海岸近くにある承応2年（1653）銘の有耳五輪塔は、おそらく舟津での公役に関わる給人クラスの墓石であろうと考えられる。

今回確認された痘瘡に関する文書は城下に近い上鈴田村での事例であるが、加藤氏のいう「痘瘡は輸入感染症なので、長崎から入った可能性が高い。」のであれば、長崎→（時津・長与）→伊木力→大村城下」のコースから考えて、伊木力村での痘瘡感染も十分に想定される。あとは科学的知見に頼らざるを得ないであろう。

なお、ミゲルは使節として西欧巡行中、トレドで痘瘡に罹った記録がある（『日本遣欧使節記』など）。

（おいしい かずひさ 石造物研究者、元長崎歴史文化博物館研究グループリーダー）

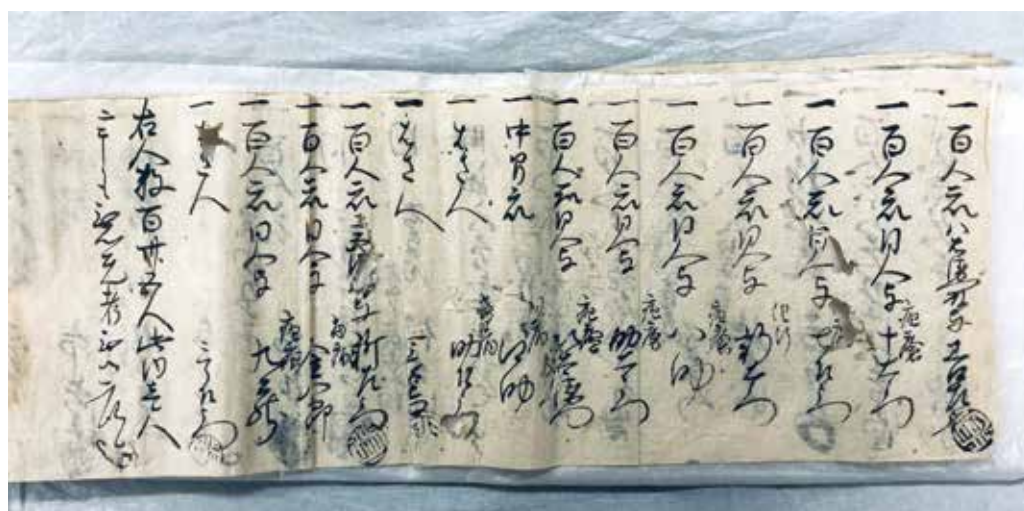


図 6-1-10 上鈴田人あらため市丞懸ノ事（部分）

資料紹介 ②ミゲル夫妻は、痘瘡で亡くなったかもしれない

加藤茂孝

千々石ミゲル夫妻伊木力墓所パンフレット（2022年6月30日）が出された後の2022年9月7日になって、東彼杵郡鈴田村（現長崎県大村市大里町）で寛永9年（1633年）12月8日に痘瘡（天然痘）の流行があったという記録が、大石一久氏によって発見された。この発見はミゲル夫妻の死亡原因に大きな示唆を与える。一つは時期の近さであり、もう一つは地理的な近さである。時期について言えば、ミゲル夫妻の死亡日は、墓碑によれば妻が寛永9年12月12日、ミゲルが12月14日と書かれており、鈴田村での流行と同じ月で、わずか4日の違いである。痘瘡の潜伏期は1-2週間なので、ほぼ同じ一つの流行であると思われる。大村藩内に（さらに広い地域にも）痘瘡の流行があったのではないかと周辺地域の痘瘡記録（特に過去帳）の発見を待ちたい。夫妻がほぼ同時に亡くなるというのも感染症の可能性が高い。また、地理的に言えば、ミゲルの晩年の居住地は確定できないが、大石一久氏によれば伊木力の墓地周辺、現在の熊野神社（旧名千々の宮）の可能性が高い。この鈴田村は、大村市内の東側の丘陵地にあるが、江戸初期の交通ルートで言えば、長崎—伊木力・船津—大村という主要ルートに近接している。何故人流の多い主要ルートが重要なのかと言えば、痘瘡は土着の感染症ではなく、国外から人によって持ち込まれる輸入感染症だからである。長崎（あるいは長崎県内外の海岸線）から入った痘瘡が伊木力・舟津に入る可能性は大きいと考えられる。

日本における痘瘡の輸入の最初は仏教の伝来と関係があると考えられ、552年または585年とされている。この当時は、もがさ（痘瘡）や赤もがさ（麻疹）と言われており、両者の区別が難しく、どちらであったのかが明確ではない。735年に大宰府と737年の全国的な大流行が痘瘡である可能性が高い。この時は、日本側の遣新羅使の一行から感染がもたらされたと考えられ（続日本紀）、政権を担う藤原不比等の4人の子供たちが同じ年に全員感染死亡して、政治的大混乱をもたらした。国民全体で100万人亡くなったと推測されている。これを最初として大きな痘瘡の流行が古記録の探査から1842年までの間に64回記載されている（富士川游「日本疾病史」）。しかし、ミゲル夫妻の亡くなった1633年には痘瘡の記載がない。唯一1631年に「痒病・肥前瘡」の記載があるが、大村藩は肥前の一部なので、これが痘瘡であった可能性がありうるかもしれない。更に、痘瘡による災異改元（天変地異や疾病の災厄から逃れるための改元）が、承保4年（1077年）➡承暦から宝徳4年（1452年）➡享徳まで12回記録されている。他方、麻疹の災異改元が7回ある。感染症での改元はこの2疾病のみである。如何に感染症の被害が大きかったかが推察される。神仏に祈る以外にこの被害から免れるすべがなかったが、人痘接種法で多少の予防が可能になり、更に1796年のジェンナーの牛痘種痘法の発明とそれが日本へも1849年の痘苗（天然痘ワクチンに相当）の輸入とその急速な普及によって痘瘡の災禍から逃れられるようになった。

遺伝子解析技術が21世紀になって急速に進み、従来の長いDNAから配列を決定する方法が改良されて、短い断片のDNAも抽出し、それを次世代シーケンサとスーパーコンピュータを駆使して元々あった長いDNAの遺伝子情報の復元が可能になって来た。幸い痘瘡ウイルスはDNAウイルスなので、長年月の経年劣化により短く断片化しても火葬されていなければ骨髓や歯髄から抽出できる（文献1）。ウイルス感染は全身感染なので血流によって骨髓や歯髄に達するからである。

数千年前のペストで死亡したと思われる遺体の遺骨からペスト菌の遺伝情報が回収復元できるようになっている(文献2)。ツタンカーメン王のミイラの DNA の中にマラリア原虫の遺伝子が見つかり、彼はマラリアに感染していたことが明らかになっている。この様に他の疾患の遺伝子検出例も増えているのでミゲル夫妻から痘瘡ウイルスの DNA が検出される可能性が期待される。

一方で、イエズス会宣教師の記録によれば、天正遣欧使節 4 人の内、千々石ミゲルと原マルチノがイスパニアのトレードで痘瘡らしきものに罹ったという記録がある(松田毅一「史譚 天正遣欧使節」)。この時の診断が正しければ、ミゲルには免疫があり 1633 年にもう 1 度罹ることはない。ミゲルの妻は、船長持に嚴重に密閉埋葬されていたので、何らかの感染症、とりわけ痘瘡の可能性があり得る。

(かとうしげたか ウイルス学、東京慈恵会医科大学客員教授、保健科学研究所学術顧問、
元国立感染症研究所室長)

(文献)

1, B. Muehleemann, et al. Science 369:6502, July 24, 2020.

2, J. Susat, et al. Cell Reports 35:109278, June 29, 2021.